資料3

水防活動の活性化に係る取組の現状と課題

- 団員確保・団員支援に係る取組
- 水防力の維持・向上に係る取組
- 団員の士気高揚に係る取組
- 水防活動の活性化に係る取組の課題

水防月間

○ 防災・減災の取組の一環として、梅雨や台風の時期を迎えるにあたり、国民一人ひとりが水防の意義及び重要性について理解を深められるよう、昭和62年度から5月（北海道は6月）を『水防月間』として定めている。
　水防月間中には、毎年、関係機関と協力し、各地域において、総合水防演習等の水防訓練や水防団等と河川管理者による合同巡視等、様々な取組を実施している。

水 防 訓 練

（１）総合水防演習

警察・消防・自衛隊や関係自治体等と連携した大規模な総合水防演習を実施。
また、地元企業や自治会、ＮＰＯなど多様な主体の参加とともに、見学者向けの体験コーナーの設置や分かり易い水防工法等の解説を行うことで、地域の水防意識の向上を図っている。

（２）水防管理団体（市町村等）が行う水防訓練

水防団や消防団を対象とした水防工法の知識の取得と技術の体得のための水防工法訓練を実施。

（３）水防技術講習会

水防団や国土交通省職員を対象とした、河川管理施設（樋門等）や災害対策車両（排水ポンプ車等）の操作訓練等を行う水防技術講習会を開催。

洪水予報連絡会等の開催

国が水防管理団体や都道府県などの関係機関と連絡会を開催し、洪水予報や水防警報といった水防活動に必要な情報の伝達体制を確認。

水防団等と河川管理者による重要水防箇所の合同巡視

水防団等と河川管理者が合同で巡視を行い、水防活動のうえで特に注意を要す箇所（重要水防箇所）や水防倉庫、水位観測所を確認し、洪水時の適切な水防活動を行えるよう備える。

河川管理施設の点検等

河川管理施設を点検し、必要な補修等を行うとともに、許可工作物の施設管理者に対し必要な指導監督等を行う。

そ の 他

ポスター・リーフレットの配布を通じ水防月間のＰＲ活動を行うなど、広く国民に向け水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図る。

【水防シンボルマーク】

平成19年度水防月間において、水防月間制定20周年記念行事の一環として、シンボルマークを公募し、審査のうえ決定。
水防シンボルマークは、水防月間の広報活動等に使用。

団員確保･団員支援に係る取組

- 各地域での取組事例
- 女性水防団員の募集等
- 協力事業所表示制度
- 応援事業所制度
- 水防協力団体制度

団員確保のためのポスター・リーフレット

【団員確保・団員支援に係る取組】

○ 水防月間において、水防のPR、国民の普及啓発を目的にポスター及びリーフレットを作成。
水防団員確保のため、現在はリーフレットに水防団員募集のページを作成している。

ポスター・リーフレット表紙

リーフレット水防団員募集ページ

団員確保の取組（各水防管理団体による取組事例）

【団員確保・団員支援に係る取組】

○ 愛媛県大洲市
機能別消防団員制度の導入、婚活事業の実施、団員による地域での戸別勧誘、
キャラバン事業による消防団のPR

○ 長野県千曲市
消防団員サポートショップ事業の運用開始、ケーブルテレビにて消防団員募集CMの放映

○ 東京都稲城市
「消防団員募集」懸垂幕の設置、SNSによる広報、広報啓発用ピンバッチの作成、
広報紙、市民祭等の入団啓発活動

○ 茨城県大子町
広報誌、コミュニティーFMラジオの利用

○ 山形県酒田市
市のホームページや広報紙に団員募集記事を記載、コミュニティFM放送の活用、
市独自の募集チラシを作成配布

○ 青森県五所川原市
各行事でのティッシュ配布、FMごしょがわらでの団員募集

女性水防団員の加入促進

【団員確保・団員支援に係る取組】

○ 消防団員・水防団員は年々減少している中、女性団員は増加している。
○ 女性水防団員の加入促進を図るため、女性団員募集のチラシを独自に作成し、ホームページでも募集を呼びかけている。

消防団員・水防団員

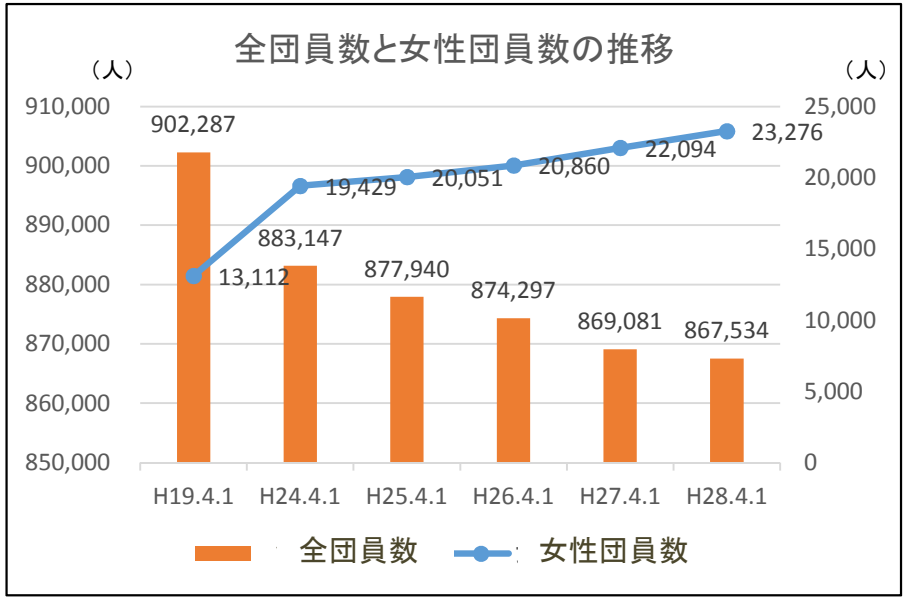

水防団員

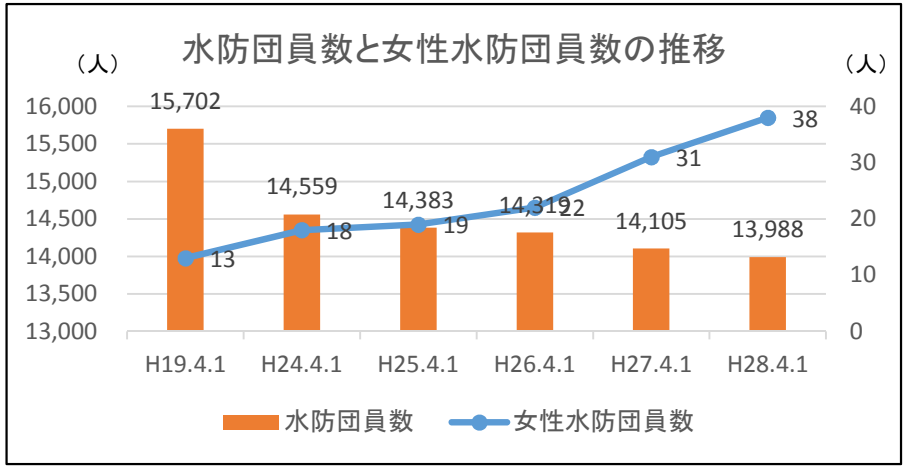

大和川右岸水防事務組合の女性団員募集チラシ

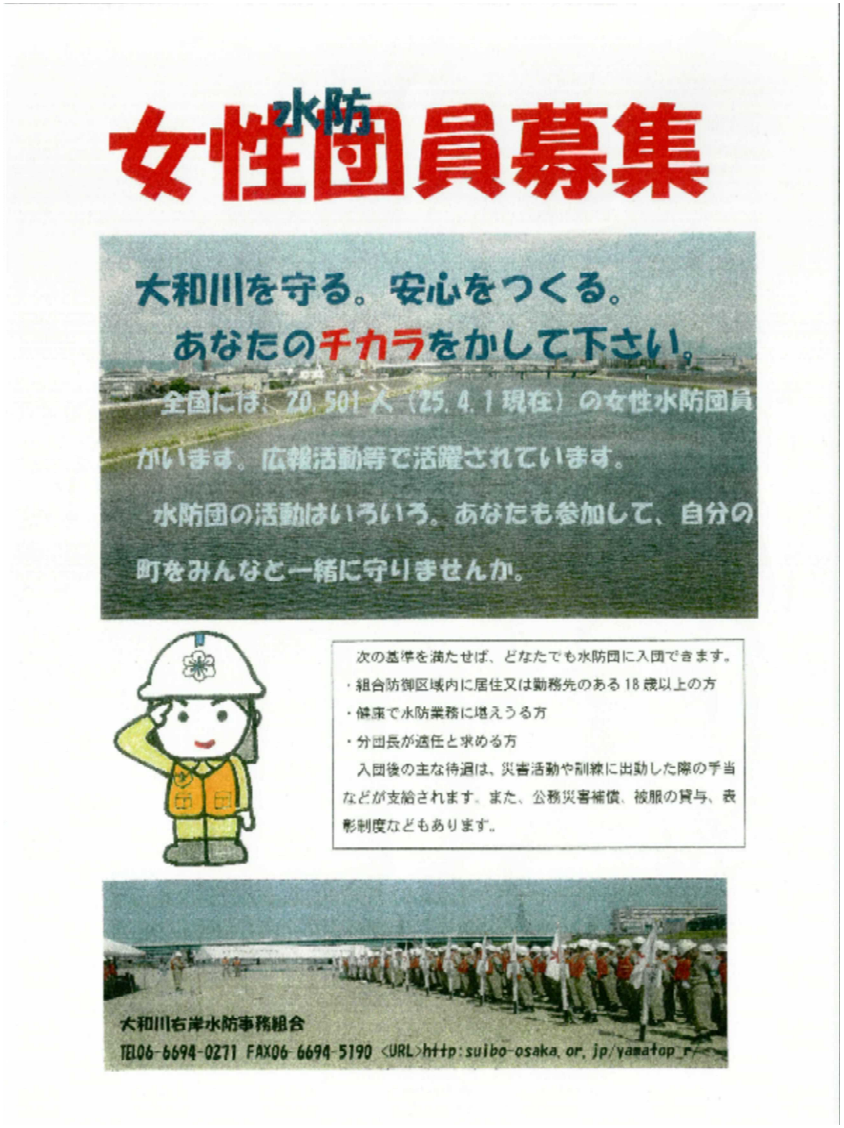

女性水防団員の活躍

【団員確保･団員支援に係る取組】

◆大和川右岸水防事務組合

普段は喫茶店を経営していますが、実は、災害時には水防団員として地域を守る活動に参加しています。
災害時には災害から守ってくれる、頼もしい人です。
もちろん、災害が無い時にも、私たちの生活を支えてくれています。

平成28年12月に水防団に入団し、今年4月に開催された初任者訓練に参加しました。初めて土のう作りや積み土のう工を体験しましたが、女性でも十分水防活動が出来ることを実感しました。
水防活動は、災害時に地域の方々の「命と財産を守る」という大切な仕事であることを再認識しました。私でも役に立つ水防団員になっていきたいと思います。

住吉川分団班員　垂水奈那さん

◆淀川左岸水防事務組合

水防団には女性団員の方もおられ、普段は事務員の仕事をしていますが、実は、災害時には無線通信等の大切なお仕事を担当しています。
災害時には災害から守ってくれる、頼もしい人です。もちろん、災害が無い時にも、私たちの生活を支えてくれています。

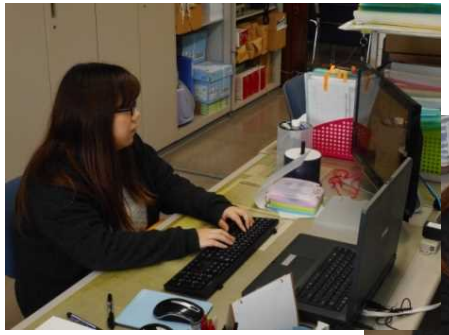

港区防潮本部
佐藤繭香さん

平成28年にたまたま知り合いに声をかけられ、水防団に入団しました。
私が住んでいる町は、昔大きな水害があった地域なので、自分の住んでいる町や家族を自分達の力で守れるようになりたいなぁと思っています。

京都市での「学生消防団活動認証制度」の取組

【団員確保・団員支援に係る取組】

○ 京都市では、平成27年度より、大学等に通学しながら消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した大学生等に対して、その功績を認証し、就職活動を支援する「京都市学生消防団活動認証制度」を実施。【認証状交付者数は平成30年１月現在３７名】

※ 本制度は、消防庁通知（H26.11）に基づくものであり、平成29年4月1日現在、１８９市町村で実施

認証対象者

○京都市消防団員で、大学等に在学中
- 1年以上の活動実績があり、地域社会に貢献した方
- 消防団員としての活動について、特に功績のある方

京都市長

↓ 審査・交付
- 京都市学生消防団活動認証状
- 京都市学生消防団活動証明書

学生消防団員

↓ 就職活動時に「活動証明書」を提出

メリット：地域に貢献してきた実績をアピールできる

企業

メリット ・社会貢献実績のある人材を確保できる。
・事業所の災害対応能力の向上が期待できる。

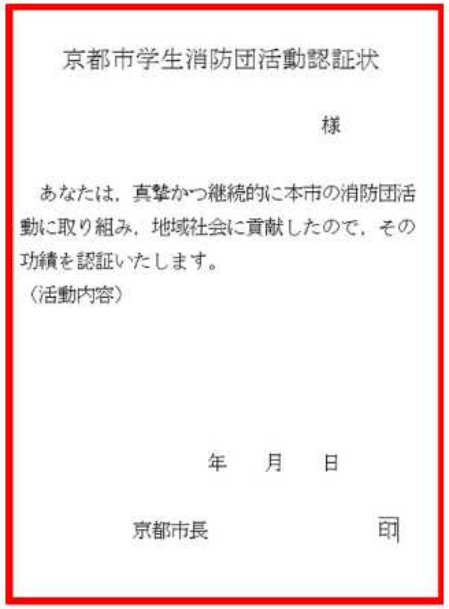

京都市学生消防団活動認証状

様

あなたは，真摯かつ継続的に本市の消防団活動に取り組み，地域社会に貢献したので，その功績を認証いたします。

（活動内容）

年　月　日

京都市長　印

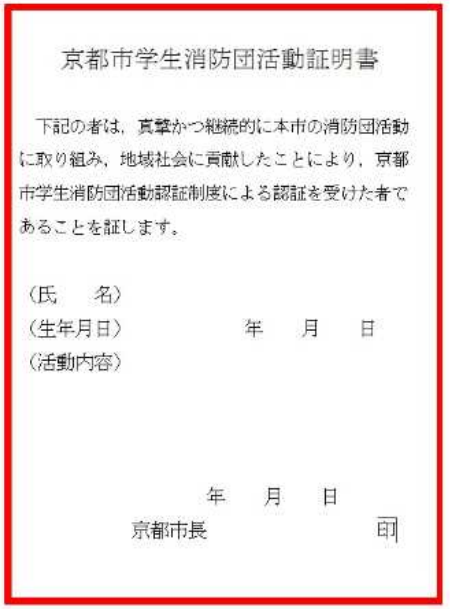

京都市学生消防団活動証明書

下記の者は，真摯かつ継続的に本市の消防団活動に取り組み，地域社会に貢献したことにより，京都市学生消防団活動認証制度による認証を受けた者であることを証します。

（氏　名）
（生年月日）　年　月　日
（活動内容）

年　月　日

京都市長　印

【京都市長から学生消防団員へ認証状交付】

松山市での「消防団協力事業所表示制度」の取組 【団員確保・団員支援に係る取組】

○ 松山市では、平成19年5月より、消防団の活動に協力している事業所に対して表示証を交付し、事業所が重要な社会貢献を果たしていることを広く知らせる「消防団協力事業所表示制度」を実施。

※ 本制度は、消防庁通知(H18.11)に基づくものであり、平成29年4月1日現在、1,283市町村、14,394事業所で実施

認定要件

＜市町村消防団協力事業所（次のいずれかに該当すること）＞
※市町村によって要件は異なるが、概ね次のとおり
・従業員が消防団に相当数入団していること
・従業員の消防団活動に積極的に配慮していること
・災害時に資機材等を消防団に提供するなど協力していること　等

松山市長

↓ 審査・交付
・消防団協力事業所表示証

事業所

【松山市が交付する表示証】

「表示」のメリット
・事業所の信頼性の向上
・消防団と事業所との連携・協力体制の強化
・地域における防災体制の充実強化

【松山市消防団協力事業所表示証交付式の様子】

長野県での「消防団協力事業所」への支援の取組　【団員確保・団員支援に係る取組】

○　長野県では、消防団が活動しやすい環境整備や消防団員の確保を促進するため、消防団協力事業所に対して、減税等の様々な優遇措置で支援。

1. 消防団活動協力事業応援減税

法人事業税、個人事業税の2分の1（限度額10万円）を減税

◆認定要件

消防団員が一定数以上であること、消防団活動について配慮した就業規則等を整備していること

2. 建設工事等入札参加資格での優遇

長野県建設工事等入札参加資格の「新客観点数」において、地域貢献等の項目で10点加点

消防団協力事業所知事表彰受賞企業には更に5点加点

3. 森林整備業務の総合評価落札方式での優遇

森林整備業務総合評価落札方式における「社会貢献」の項目で価格以外の評価点1点を加点

4. 物件の買入れ等の競争入札参加資格での優遇

追加審査項目の「社会貢献」の項目で2点を加点

5. 中小企業振興資金における貸付利率の優遇

「しあわせ信州創造枠」として一般枠より貸付利率を0．2%引き下げ

6. 知事表彰の実施

消防団員の確保や消防団活動へ特に深い理解と協力を行っている事業所に対し知事表彰を実施

岐阜県での「消防団水防団応援事業所制度」の取組 【団員確保・団員支援に係る取組】

○ 岐阜県では、平成26年度より、「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度」を実施。
○ 本制度は、地域のお店による一定のサービスを通じて、消防団水防団を地域を挙げて盛り上げていくことを目的。
○ 平成28年度からは、女性団員が利用しやすい店舗や企業の参加を大々的に募集。

「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度」の概要

応援事業所が、県内の団員に対して、割引等のサービスの提供を行う制度
参加店舗や企業には、次のメリット
○応援事業所での表示証掲示
　店舗ごとに配布する表示証を店頭に掲示し、消防団・水防団を応援する店舗であることをPRできる。
○県ホームページでのPR
　県ホームページで、参加店舗等の名称、所在地、特典・応援内容を紹介

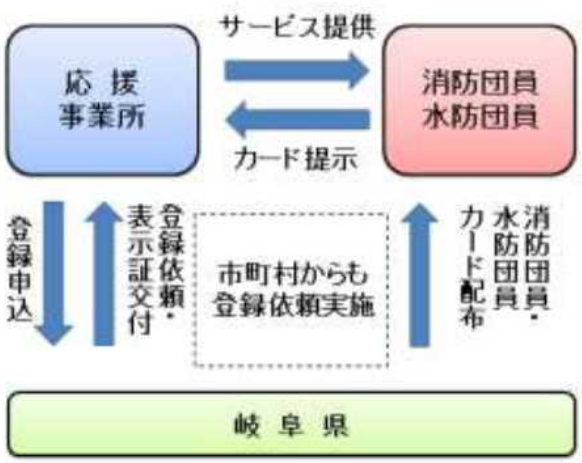

団員カード

※応援事業所で提示する表示証も同様のデザイン

○ 主な登録店舗の業種
　飲食店、旅館・ホテル、金融機関、家電量販店、理容・美容、自動車販売店、携帯電話ショップ等（登録事業所数： 3,121（H29.12現在）
○ サービスの提供内容の例
　飲食代金の10%割引、宿泊代金10%割引、ローン金利優遇、家電店頭表示価格より8%割引、全メニュー20%割引（理容・美容） 等

水防協力団体制度の概要

【団員確保･団員支援に係る取組】

○　水防協力団体制度は、地域の水防力を強化するため、水防団等が行う水防活動と連携して、巡視、土のう運搬等の後方支援を行うことができるよう平成１７年に制度化。

- 平成17年の水防法改正により創設、平成25年に指定対象拡大。
- 対象：ＮＰＯ、一般社団法人、一般財団法人、民間法人、自治会、ボランティア団体等
  （下線は平成25年に指定対象拡大）
- 活動内容：【災害時の活動】巡視（異常箇所の発見等）、避難援助、土のう袋詰め・運搬等の後方支援。
  水防に必要な器具、資材または設備の提供。
  【平常時の活動】水防に関する資料収集、水防に関する知識の普及啓発及び水防訓練への参加。
  水防に必要な器具、資材及び設備の保管。

※ 水防協力団体が河川区域内に水防倉庫等を設置する場合には、河川法に基づく土地の占用許可又は承認の特例を受けることが出来る。

【水防協力団体制度の体系図】

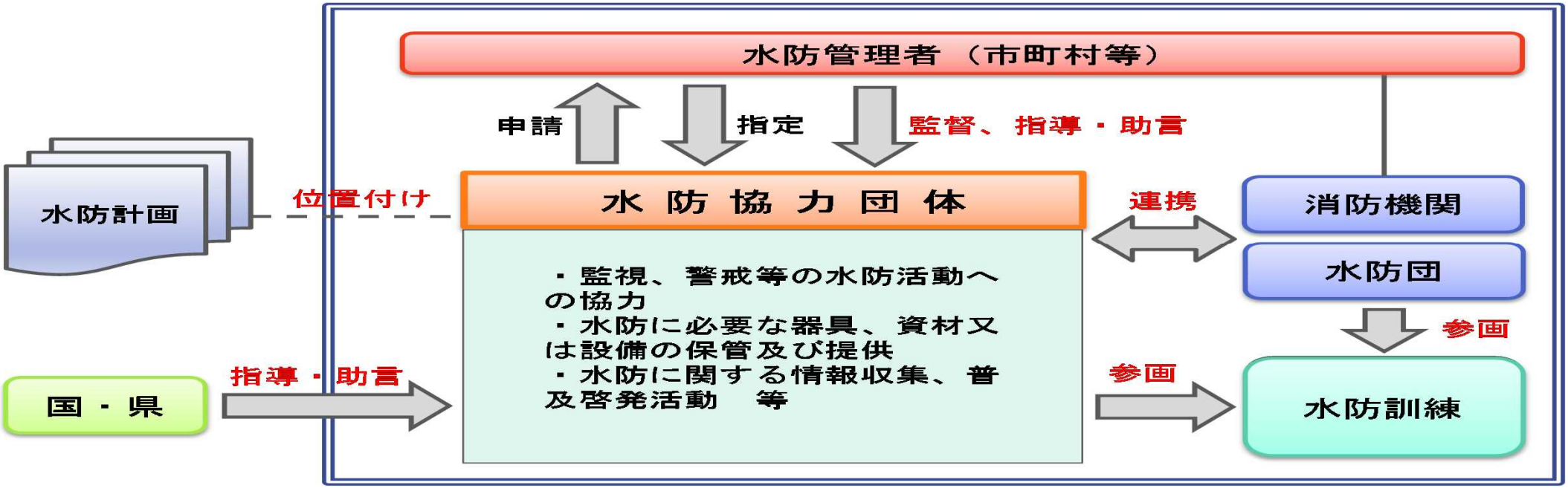

水防協力団体の指定状況

【団員確保・団員支援に係る取組】

○　水防協力団体の指定団体数は２６団体であり、水防訓練への参加や水防活動のPR、パトロール等を行っている（平成30年1月31日現在）。

【水防協力団体指定状況】

（平成30年1月31日現在）

- **特定非営利法人「天竜川ゆめ会議」**
  長野県駒ヶ根市が指定（平成19年12月）
- **一般社団法人栃木県建設業協会（18団体）**
  栃木県内18市町が指定（平成23年3月等）
- **秦野市水防協力団体**
  神奈川県秦野市が指定（平成26年5月）
- **水曜会**
  淀川左岸水防事務組合が指定（平成28年8月）
- **イオン枚方店、（株）樟葉パブリック・ゴルフ・コース、牧野パークゴルフ場**
  淀川左岸水防事務組合が指定（平成28年9月）
- **福知山堤防愛護会、福知山社会福祉協議会**
  京都府福知山市が指定（平成29年7月）

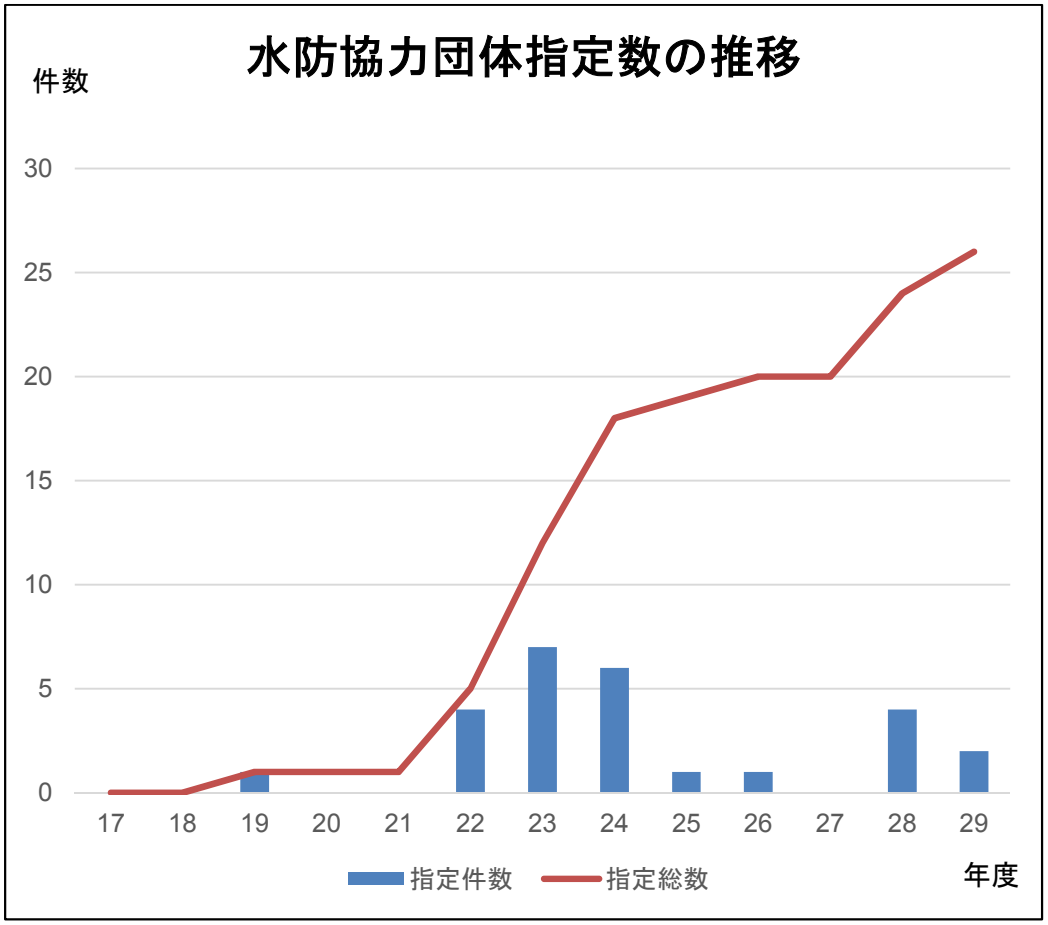

特定非営利法人「天竜川ゆめ会議」は河川協力団体にも指定

水防協力団体の事例

【団員確保･団員支援に係る取組】

○　栃木県建設業協会

塩谷（しおや）支部、芳賀（はが）支部、鹿沼（かぬま）支部、下都賀（しもつが）支部、那須（なす）支部、烏山（からすやま）支部

（平成２３年３月～２５年６月にかけて栃木県内１８市町より指定）

【水防協力団体としての活動】

○　各支部において消防団とともに水防訓練を実施し、web上に掲載
（http://www.tochiken.or.jp/）
例）平成29年6月4日「鹿沼支部 水防協力団体水防訓練」
水防工法演習（土のう作り、積み土のう、竹流し等）を消防団とともに実施

竹流し

積み土のう

○　市主催の水防訓練への参加

水防協力団体の事例

【団員確保・団員支援に係る取組】

○　秦野市水防協力団体

（鶴巻地区水害対策委員会、地域災害対策支援隊（自主防災会））

神奈川県秦野市から指定（平成26年5月19日）

【水防協力団体としての活動】

（平時の活動）

○　水害対策訓練　（平成１５年度から年一回開催　平成２９年度は５月２０日）

（参集訓練、土のう積み上げ訓練等、ロープワーク、 応急手当、資機材取扱い等）

水害対策訓練の様子

○　勉強会　（無線機操作方法等）

（水害時の対応実績）

○　平成２８年　風水害時のパトロール

水防協力団体の事例

【団員確保・団員支援に係る取組】

○福知山堤防愛護会　　（平成29年7月7日）
○福知山市社会福祉協議会（平成29年7月11日）
**　京都府福知山市から指定**

【水防協力団体指定の経緯】

・福知山市は、平成１６、２５、２６年とたて続けに出水による被害を受けた。（今年度も氾濫している）
・防災意識がもともと高い地域であり、平成２５年の水防法改正で水防協力団体の対象団体が拡充されたことを受け指定。
・指定した２団体は、もともと河川関係で協力していた団体として、地域の広報等で知られていた団体であり、市より各団体に働きかけ指定。

福知山堤防愛護会
由良川堤防の愛護に努めるとともに、河川に関する知識を深め、治水の完璧を期して福知山市を水禍より守ることを目的として、昭和29年4月より活動。
（79自治会で組織）

※　水防協力団体としての協力事項等
- 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視
- 実体験に基づく住民に対する浸水箇所や危険箇所などの水防知識の講習
- 市が開催する防災訓練や消防機関が行う水防工法訓練への参加

福知山市社会福祉協議会
福祉活動への住民参加を推進しながら、地域福祉の発展を目的として、昭和27年1月より活動。

※　水防協力団体としての協力事項等
- 災害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援
- 市が配布する各種ハザードマップの配布や掲示
- 市が開催する防災訓練や消防機関が行う水防工法訓練への参加

水防協力団体の指定促進に向けた取組

【団員確保・団員支援に係る取組】

○ 近畿地方整備局では、淀川左岸水防事務組合と連携して、水防協力団体の指定促進のため、平成30年1月より、水防協力団体指定証を表示する取組を実施。

○ 水防管理団体の意見（淀川左岸水防事務組合）
- ✓ 水防力底上げのため水防協力団体に期待。今後も拡充を図りたい。
- ✓ 企業等に水防協力団体の説明を行い理解はもらえるが申請まで至らない。
- ✓ 水防協力団体であることを表示することができれば、社会貢献をPRでき、モチベーションもあがる。
- ✓ 表示は水防協力団体指定勧誘時のインセンティブにも使える。

指定証の交付対象者

○水防管理者が指定した水防協力団体

水防管理団体

交付

水防協力団体

※水防管理団体は事前に河川事務所へ交付内容を届け出。
河川事務所は必要なら意見を提出

【水防協力団体指定証】

【指定証の表示例】

平成30年1月31日から表示

指定証の表示

メリット：社会貢献をPRできるため、企業等の水防協力団体指定申請へのインセンティブとなる

イオン枚方店での水防協力団体指定証の表示　【団員確保・団員支援に係る取組】

○　平成30年2月8日、イオン枚方店において、淀川左岸水防事務組合、イオン枚方店、淀川河川事務所、枚方市出席のもと水防協力団体指定証を表示。

【近畿地整、淀川河川事務所HPより】

全国に先駆けて、イオン枚方店に水防協力団体指定証を表示　H30.2.8 -淀川河川事務所-

日　時：平成30年2月8日（木）　16：00～
場　所：イオン枚方店（枚方市岡本町7-1-203）
主　催：淀川河川事務所
参加者：淀川左岸水防事務組合、イオン枚方店、枚方市
概　要：　淀川左岸水防事務組合から水防協力団体に指定されたイオン枚方店（平成28年指定）が全国に先駆けて水防協力団体の表示を行いました。
　水防協力団体とは、水防法に基づき水防管理者（市町村等）が民間企業や自治会、ボランティア団体等を「水防協力団体」として地域の水防活動に協力して頂く制度です。
　イオン枚方店は、今後も引き続き「淀川左岸水防事務組合」や「国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所」と連携しながら、淀川の水防に関する広報や情報提供に協力して頂きます。

イオン枚方店
　ご来店くださるお客様に、水防に関するポスターやパンフレットを通じて、情報発信、普及啓発活動を進め、このような社会貢献活動を進めたいと考えております。
淀川左岸水防事務組合
　今後も、水防協力団体の指定を進め、水防に関する知識の普及啓発及び水防訓練への参加を推進します。

水防の基礎知識（国土交通省HP）
http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/kisotishiki/index.html

【問い合わせ先】
国土交通省　近畿地方整備局
淀川河川事務所　調査課
０７２－８４３－２８６１

水防協力団体指定証の表示について、近畿地整、淀川河川事務所のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞで公表し、PRに努めている

○近畿地整
http://www.kkr.mlit.go.jp/news/river/event/2017/ol9a8v000000khaa.html

○淀川河川事務所
http://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/index.php

上記のほか、枚方市、淀川左岸水防事務組合のﾎｰﾑﾍﾟｰｼで公表し、PRに努めている

○枚方市
http://www.city.hirakata.osaka.jp/0000017401.html

○淀川左岸水防事務組合
http://www.suibo-osaka.or.jp/index.php/yl-act/587-2018-02-13-01-09-21

水防力の維持・向上に係る取組

- 水防演習・水防技術講習会
- 水防専門家派遣制度
- 団員の安全確保
- 民間事業者・河川管理者との連携

水防工法（1）

○ 水防工法とは、洪水の際に水が溢れ出る（溢水、越水）、水の流れで削られる（洗掘）、堤防もしくは地面からの水漏れ（漏水）などの被害が発生した時に、被害の拡大を防ぐ目的で行われる応急処置作業のことをいう。
平成27年度の実績を見ると、越水防止を目的とした工法が約90%を占めている。

（平成27年度水防工法実施実績）

越水防止	漏水防止	洗掘防止	き裂防止	決壊・崩壊防止
1，139	62	24	1	44

＜主な水防工法例＞

◆ 越水防止

【積み土のう工】
堤防天端に土のうを数段積み上げる

◆ 漏水防止

【月の輪工】
堤防裏のり下部の漏水を土のうを半円形に積み上げ池を造り、池の水圧で漏水を減少させる

◆ 漏水防止

【釜段工】
土のうを円形に積み上げ池を造り、池の水圧で漏水を減少させる

水防工法（2）

【水防力の維持・向上に係る取組】

＜主な水防工法例＞

◆ 洗掘防止

【木流し工】
樹木に重り土のうをつけて流し
局部を被覆する

◆ 洗掘防止

【シート張り工】
川表の漏水面に防水シートを張る

◆ 決壊・崩壊防止

【築きまわし工】
断面の不足を補うため杭を打ち中つめ土のうを入れる

◆ き裂防止

【五徳縫い工】
天端や小段の平場のき裂を、
竹の弾力を活用し、竹3本組、
竹4本組を利用し、き裂の拡大を防止する

水防資機材の例

○ 近年では、様々な水防資機材も開発されている。

水膨チューブ

出典：国際堤防ハンドブック（International Levee Handbook）
陸軍工兵隊（USACE）

吸水土のう

鉄筋杭で固定し
外圧をかけた漏出試験

出典：株式会社アクセス

出典：日水化学工業株式会社

三角水のう

出典：太陽工業株式会社

土のう製造機

出典：中国地方整備局

ボックスウォール

出典：ミドリ安全株式会社

総合水防演習の概要

【水防力の維持・向上に係る取組】

○　総合水防演習とは、カスリーン台風の教訓を踏まえ、昭和27年に利根川で行われたのが始まりで、地域を守る水防団の士気の高揚とともに、地域の水防技術・水防意識の向上を目的として、水防団に加え、国・都道府県・市町村の防災関係機関、地域住民、民間の協力団体など、多様な主体が参画して、洪水等による水害に備えた実践的な訓練を行うもの。

平成29年度総合水防演習実施状況

	開催実施場所	開催日	内容	参 加 者
北 海 道	釧路川総合水防演習・広域連携防災訓練 釧路川左岸（北海道川上郡標茶町ルルラン133番地先）	6月17日 （土）	水防工法訓練、情報伝達訓練、避難訓練、救命・救助訓練、TEC-FORCE派遣訓練、道路啓開訓練 他	約 2,000人
東　　北	雄物川総合水防演習 雄物川右岸（秋田県秋田市茨島地先）	5月28日 （日）	水防工法訓練、情報伝達訓練、避難訓練、救助・救出訓練、TEC-FORCE派遣訓練　他	約 2,000人
関　　東	利根川水系連合・総合水防演習 利根川右岸134.3km付近（埼玉県加須市新川通地先）	5月20日 （土）	自衛水防訓練、水防工法訓練、ヤフー（株）と連携した情報伝達訓練、救助・救護訓練　他	約15,000人
北　　陸	荒川総合水防演習 荒川右岸荒川橋下流河川敷（新潟県村上市荒川緑新田地先）	5月27日 （土）	水防工法訓練、情報伝達訓練、緊急排水訓練、避難訓練、救助訓練　他	約 2,500人
中　　部	狩野川連合総合水防演習・広域連携防災訓練 狩野川右岸9km付近（静岡県三島市長伏地先）	5月14日 （日）	水防工法訓練、救助・救護訓練、TEC-FORCE派遣訓練、道路啓開訓練、航路啓開訓練　他	約 1,600人
近　　畿	大和川水防・大阪府地域防災総合演習 大和川右岸（大阪府藤井寺市川北地先）	5月13日 （土）	水防工法訓練、情報収集伝達訓練、避難訓練、道路啓開訓練　他	約 1,500人
中　　国	天神川総合水防演習 天神川左岸（鳥取県倉吉市東巌城町地先）	5月28日 （日）	水防工法訓練、水防工法体験、出水時情報提供訓練 避難誘導訓練、孤立者救助訓練	約 1,400人
四　　国	吉野川・那賀川合同総合水防演習 吉野川右岸 吉野川大橋下流南岸河川敷（徳島県徳島市住吉４丁目地先）	5月21日 （日）	水防工法訓練、情報伝達訓練、避難訓練、人命救助訓練、TEC-FORCE派遣訓練、道路啓開訓練　他	約 2,000人
九　　州	本明川総合水防演習 本明川・福田川合流地点上流河川敷（長崎県諫早市八天町地先）	5月14日 （日）	水防工法訓練、情報収集訓練、避難訓練、救出救護訓練、道路啓開訓練、他	約 1,600人

総合水防演習の概要

【水防力の維持･向上に係る取組】

・水防技術の向上・伝承及び水防団の士気高揚を図る訓練等

水防団による水防工法訓練

裏シート張り工

改良越水止めネット工

鋼製月の輪工

川倉工

改良積土のう工

水防団員の顕彰等

水防功労者の紹介

水防技術競技大会

水防技術競技大会の表彰

総合水防演習の概要

【水防力の維持・向上に係る取組】

・幅広い主体の参加により地域社会全体の防災意識の向上を図る訓練等

学生・子供による水防体験

地元住民や小学生等が
参加した水防工法体験

高校生が参加した水防
工法体験

親子で学ぼう土のう作り

住民・地元企業による自衛水防訓練

町内会、土木建設業協会
による住宅浸水防止訓練

自主防災会による
簡易水防訓練

地元企業による自衛
水防訓練

要配慮者の避難訓練

要配慮者が参加した
避難訓練

要配慮者利用施設
における避難訓練

総合水防演習の概要

【水防力の維持・向上に係る取組】

・実践的なシナリオにより災害対処能力の更なる向上を図る訓練

ドローンを使用した被災
調査訓練（TEC-FORCE）

タイムラインに沿った
情報伝達訓練

緊急速報メールを活用した
プッシュ型配信訓練

水防技術講習会の概要

【水防力の維持・向上に係る取組】

○ 水防技術講習会は水防団員の水防技術の向上及び伝承を図るため、特に技術面に主眼をおいた講習会を実施し、水防の技術的なリーダーを組織的に育成することを目的として地方整備局等で行っている講習である。

水防技術講習会の概要

講師
水防専門家、防災エキスパート等

受講対象者
①水防のリーダーとしてふさわしい水防団員で水防管理団体の長が推薦するもの

②国土交通省、都道府県、市町村の水防担当職員で所属長の推薦する者

内容
水防工法の実技演習（演習する工法は地域特性に応じて選定）
水防一般の講義（水防法及び関係法令、通達の解説）
洪水予報及び情報伝達システム、水防行政の最近の話題　等

実技演習の様子

「積土のう工」

「木流し工」

水防技術講習会（北陸地方整備局の例）

【水防力の維持・向上に係る取組】

○　水防技術基礎講座

　北陸地方整備局では、河川系職員及び自治体職員（水防団員含む）を対象に、今後の水防活動を伝承するための指導者を育成すべく、平成27年度より水防技術基礎講座（１クール２年の計６回）を開催。

平成２７年度　（第1クール第1回～3回講座）

＜第１回＞整備局39名，自治体22名
日程：平成27年6月15日（講座）
　　平成27年6月16日（実技）
会場：新潟会場（北陸地整・信濃川）
内容：(講座)水防工法と特徴等
　　(実技)縄の結び方、木流し工

＜第２回＞整備局39名，自治体33名
日程：平成27年10月16日(富山会場:常願寺川)
　　平成27年10月19日(新潟会場:信濃川)
　　平成27年10月20日(上越会場:関川)
内容：(実技)縄の結び方、木流し工、
　　積み土のう工、改良積み土のう工

＜第３回＞整備局36名，自治体29名
日程：平成27年11月13日(富山会場:常願寺川)
　　平成27年11月16日(新潟会場:信濃川)
　　平成27年11月17日(上越会場:関川)
内容：(実技)縄の結び方、月の輪工
　　釜段工、水防マットエ

平成２８年度　（第1クール第4回～6回講座）

＜第４回＞整備局32名，自治体21名
日程：平成28年9月28日(新潟会場:信濃川)
　　平成28年9月29日(上越会場:関川)
　　平成28年9月30日(富山会場:常願寺川)
内容：(実技)縄の結び方、月の輪工、
　　シート張工、木流し工

＜第５回＞整備局35名，自治体24名
日程：平成28年10月21日(富山会場:常願寺川)
　　平成27年10月24日(新潟会場:信濃川)
　　平成27年10月25日(上越会場:関川)
内容：(実技)縄の結び方、積土のう工、
　　シート張工、木流し工

＜第６回＞整備局32名，自治体20名
日程：平成28年11月28日（実技）
　　平成28年11月29日（講義）
会場：新潟会場（北陸地整・信濃川）
内容：(実技)縄の結び方、積土のう工、
　　シート張工、木流し工
　　(講義)地域と水防工法
　　今後の展開について

平成２９年度　（第2クール第1回～3回講座）

＜第１回＞
参加者：整備局34名，自治体37名
日程：平成29年9月27日(新潟会場:信濃川)
　　平成29年9月29日(富山会場:小矢部川)
内容：(講座)水防法の概要及び水防の基礎知識、水防工法と特徴　等
　　(実技)縄の結び方、木流し工　等

＜第２回＞
参加者：整備局41名，自治体33名
日程：平成29年10月12日(上越会場:関川)
　　平成29年10月13日(富山会場:小矢部川)
　　平成29年10月16日(新潟会場:信濃川)
内容：(実技)縄の結び方、木流し工、
　　積み土のう工、改良積み土のう工

＜第３回＞
参加者：整備局36名，自治体24名
日程：平成29年10月27日(新潟会場:信濃川)
　　平成29年10月31日(富山会場:小矢部川)
　　平成29年11月　9日(上越会場:関川)
内容：(実技)縄の結び方、月の輪工、
　　釜段工、水防マットエ

水防技術講習会（北陸地方整備局の例）

○「水防技術伝え人」制度
水防技術基礎講座を受講した者の内、要件を満たす者を「水防技術伝え人」として登録している。（平成30年1月現在30名）

「水防技術伝え人」制度

水防技術の伝承・普及を行うことを目的とし北陸地方整備局「水防技術伝え人」制度を平成28年11月に創設し、要件を満たす者を「水防技術伝え人」として登録

■「水防技術伝え人」の要件
1) ２年間１クールの全てのカリキュラムを受講した者
2) 水防技術基礎講座等の２年間１クールの全てのカリキュラムを受講できなかった者で不足するカリキュラムを受講した者

■「水防技術伝え人」の業務
1) 水防技術基礎講座等の講師及び講師補助
2) 水防技術伝承・普及に関する会議の参加
3) 各地で開催される水防技術に関する講習会の講師及び講師補助等自主的支援活動　等

【表面】

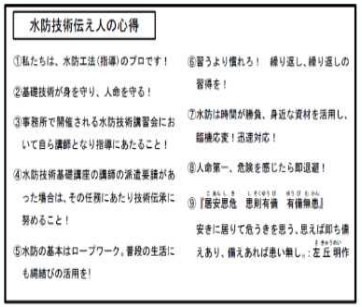

【裏面】

水防技術者伝え人に発行する登録証

水防技術基礎講座の様子

「過去の水防経験から得た教訓」

「水防工法と特徴」

「縄の結び方」

「改良積土のう工」

「月の輪工」

「釜段工」

水防専門家派遣制度の概要

【水防力の維持・向上に係る取組】

○　水防活動の核となる水防団等において、指導者の不足、実践経験の不足等により、水防知識・技能の伝承・習得が困難な状況を踏まえ、水防技術に精通した人材を「水防専門家」として登録し、水防管理団体等の要請に応じ派遣、出前講座等を行って水防団等の水防知識の習得・研鑽を支援する体制を整備（平成１９年２月創設）

水防専門家は出前講座等で以下の指導を行う。

① 水防訓練における水防工法の指導
② 水防に関する講習 等

■ 任期３年

■ 派遣費用
水防専門家派遣に要する費用（交通費、宿泊費、日当）は、原則として要請した水防管理団体等（市町村等）において負担。

登録者数　１１５名　（平成２９年２月）

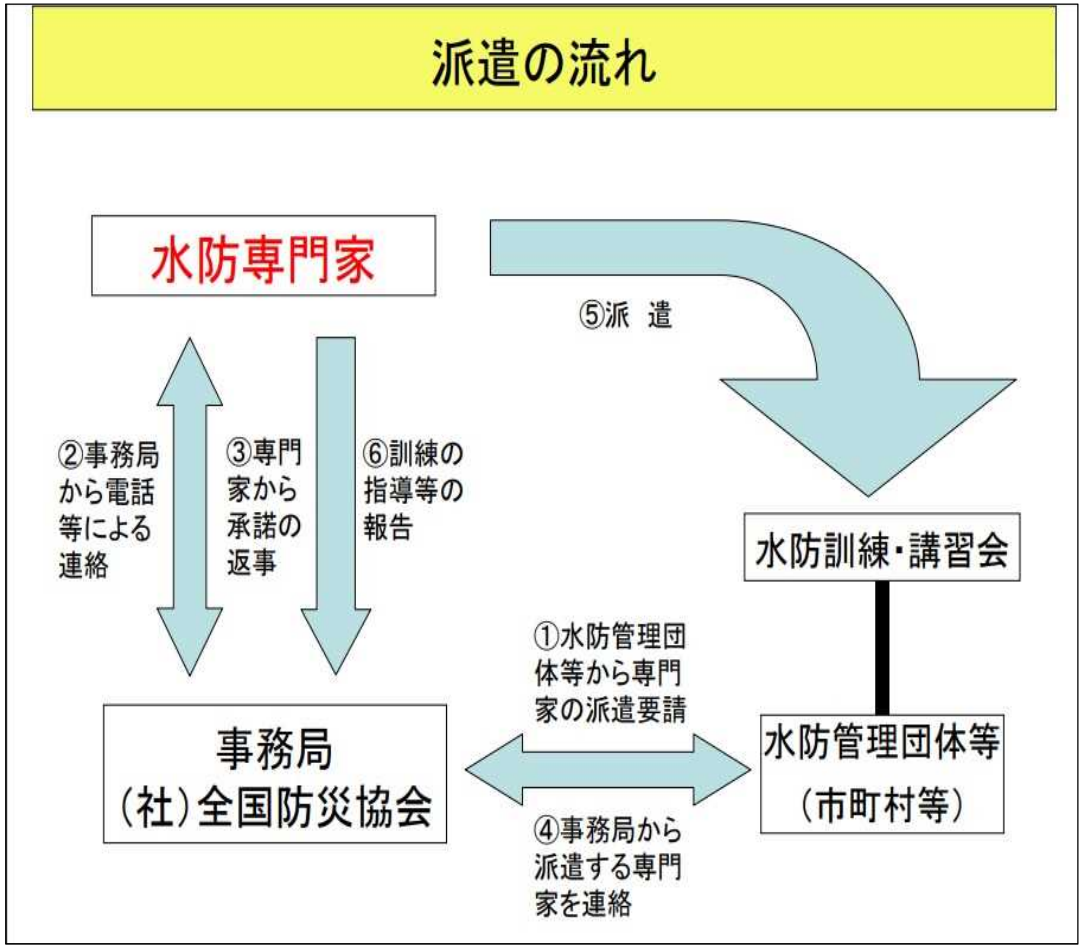

水防専門家の派遣実績

○　水防専門家は年平均２５回程度派遣されており、水防工法の指導を行っている。

利用実績		
年　度	派遣先機関数	派遣回数
19年度	14	14
20年度	27	28
21年度	27	32
22年度	22	25
23年度	24	26
24年度	19	19
25年度	20	23
26年度	24	25
27年度	29	34
28年度	28	33
計	234	259

水防訓練　（兵庫県尼崎市）平成28年5月18～19日

積み土のう指導

土のう作り指導

月の輪工法指導

せたな　いまかね

水防訓練（北海道瀬棚郡今金町）平成28年7月25～26日

ロープワーク指導

木流し工指導

改良積み土のう指導

水防専門家の年齢構成

【水防力の維持・向上に係る取組】

○ 水防専門家の任期は3年であるが、再任される方も多く、平均年齢は、制度創設時は63歳に対し、現在は67歳となっており、また、70代以上の割合が約4倍に増えるなど高齢化が進んでいる。

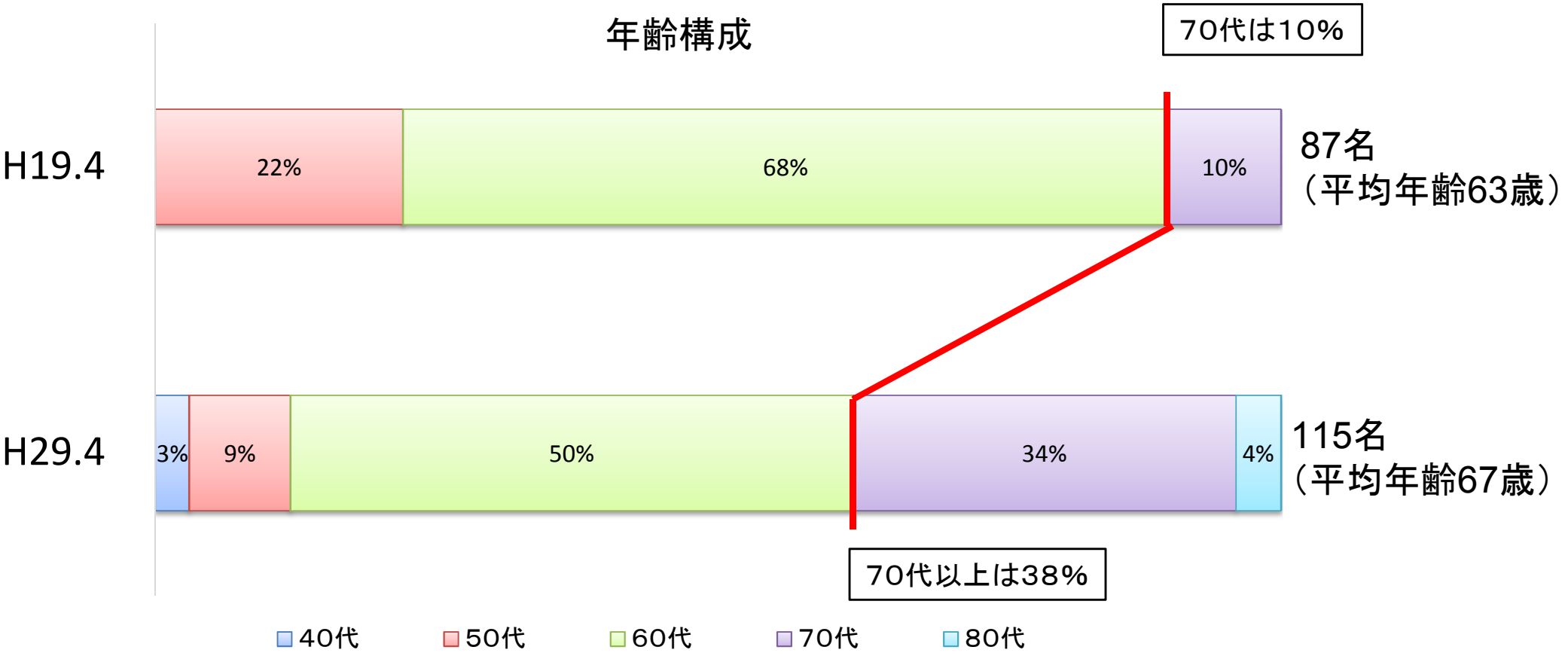

団員の安全確保のための取組（平成23年水防法改正）　【水防力の維持・向上に係る取組】

○　東日本大震災に伴う津波災害により、水防活動に従事する者の多くが犠牲となり、安全確保の徹底を前提とした水防活動の実施の重要性があらためて認識。
○　このため、水防計画について、津波の発生時などの危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものとすることを規定。

平成23年水防法改正

（都道府県の水防計画）
第7条　都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
2　都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

（指定水防管理団体の水防計画）
第33条　指定水防管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
4　第7条第2項の規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

団員の安全確保のための取組（水防計画への記載）【水防力の維持・向上に係る取組】

○「水防計画作成の手引き」において、ライフジャケットの着用、通信機器の携行、退避の指示、安全確保のための研修の実施等、配慮すべき事項例を追加。

水防計画作成の手引き

安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

例）水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項の作成例

・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
・水防活動は原則として複数人で行う。
・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
・津波浸水想定の区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

団員の安全確保のための取組（水防月間での周知）

【水防力の維持・向上に係る取組】

○　毎年度の水防月間実施要綱において、水防活動従事者の安全確保について記載し、安全確保の強化を推進。

平成29年度水防月間実施要綱

8. 実施概要

水防管理団体、国及び都道府県は、出水期を前にしたこの月間内に、以下の活動を実施するよう努めるものとする。

Ⅱ　水防体制の強化

（5）　水防活動従事者の安全確保

水防管理団体等は、水防活動従事者の安全を確保するため、水防活動従事者の退避ルールの確立に努めるとともに、水防訓練等の機会を利用して無線通信機器やライフジャケット等安全装備の点検・整備を実施すること。

団員の退避判断基準の有無

【水防力の維持・向上に係る取組】

○ 水防団（消防団）の情報共有及び活動内容に関するアンケート調査結果のうち、退避を判断するための基準の有無については、基準ありは、回答者の20%にとどまる。
○ 基準ありの場合の判断基準は、「河川の状況（水位）」、「現場判断」、「本部等からの指示」などが多い。

退避を判断するための基準の有無

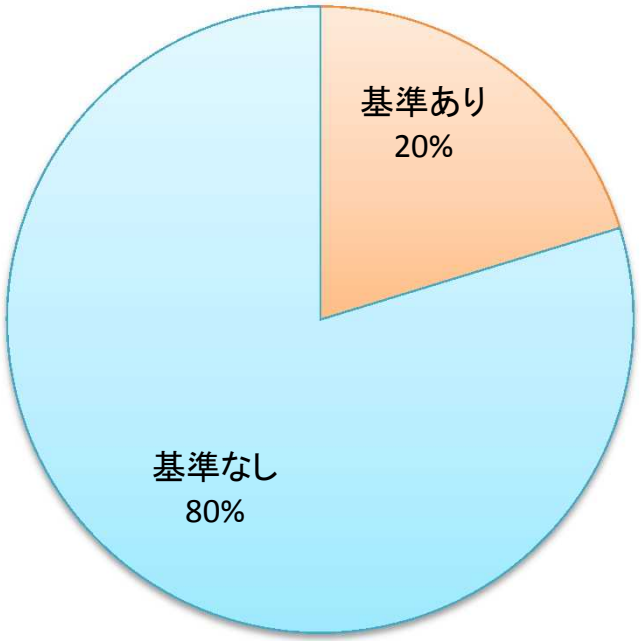

基準ありの場合の判断基準

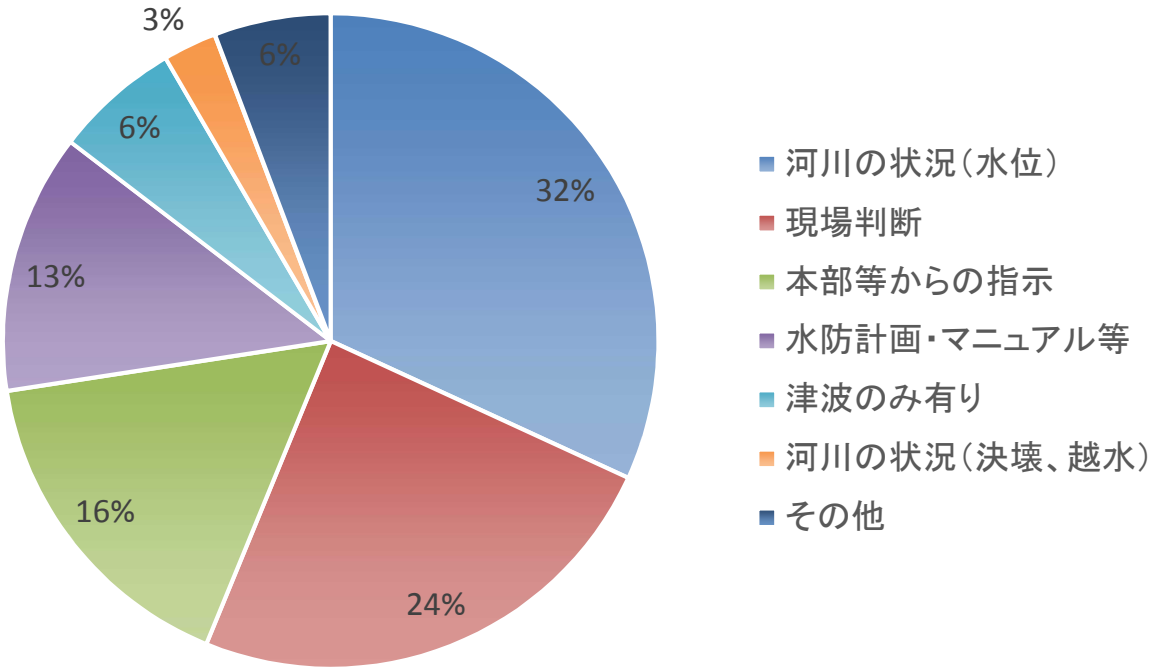

※アンケート調査
全国の2,262の水防団・消防団に対して調査し、うち1,419団体が回答(平成29年9月～10月に実施)。

団員の安全確保のための取組（研修資料）

【水防力の維持・向上に係る取組】

水防団員の方々の安全を守るために知っておいていただきたいこと

水防活動は、洪水被害を最小限に抑えるため、堤防巡視、水防工法の実施及び避難誘導等により自らの地域を水害から守るための重要な活動です。水防活動において、現場の指揮者（分団長等）は水防団員の安全を確保するために現場の状況把握に努め、危険な状況と判断された場合は、具体的な指示を速やかに行う必要があります。このうち、退避に関する判断は重要であり、誤れば水防団員の命に関わる可能性もあります。

そのため、指揮者はもちろん、水防団員も、日頃より洪水や水防活動に関する知識を深める必要があります。また、事前に退避の合図や退避場所を決めておくことも重要です。

本資料では、堤防決壊前の退避の判断に資するため、**堤防決壊**の事例やプロセスについて紹介します。

越流（えつりゅう）

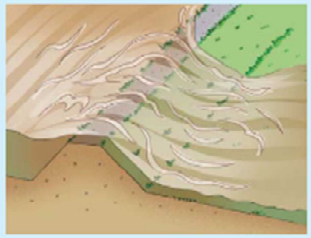

①越流により法面や天端が洗掘。　②堤防が削られ決壊する。　③決壊の幅が広がっていく。

決壊の原因の多くは堤防からの越流によるものです。
越流は、川幅が狭い箇所や堤防の低い箇所で多く発生します。
越流が始まってから、短時間で決壊に至る場合もあります。堤防法面や天端の洗掘等、堤防決壊の兆候に注意することが必要です。また、今後の雨の降り方についての情報を把握することも重要です。
決壊の幅は一気に広がることもあるため、決壊口近傍の堤防上は危険です。

漏水（ろうすい）

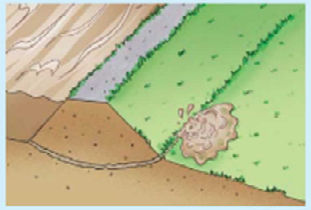

漏水の事例　⇒
S61小貝川本豊田地先

川裏法面漏水

川裏法面陥没し堤防全体の陥没が始まる

河川の水位によらず、漏水は、洪水が長時間継続したり、堤防が浸透しやすい材料で構成されている場合に多く発生します。
濁った水が大量に噴出する場合は、堤防内の土砂が流失している可能性が高く、決壊する可能性が高まりますので注意が必要です。
また、決壊の幅は一気に広がることもあるため、決壊口近傍の堤防上は危険です。

侵食（しんしょく）

侵食の事例　⇒
H10.9阿武隈川水系荒川旧之倉橋上流

8:30侵食しはじめ

侵食しはじめから約5分後(8:35頃)

侵食しはじめから約7分後(8:37頃)

堤防の侵食は、急流河川で多く発生し、局所的に流速が大きくなる箇所等において堤防が削られます。
以下の事例のように、侵食は一旦はじまると一気に広がる傾向にあるため、侵食箇所近傍の堤防上は危険です。

担当区間において堤防が被災した経験がある場合は、その箇所や状況について把握をしておくことが重要です。

水防活動時の注意事項

水防活動は、洪水被害を最小限に抑えるため、堤防巡視、水防工法の実施及び避難誘導等により自らの地域を水害から守るための重要な活動です。水防活動において、現場の指揮者（分団長等）は水防団員の安全を確保する必要があります。

本資料では、水防活動時の環境や主な注意事項について紹介します。

夜間の安全対策

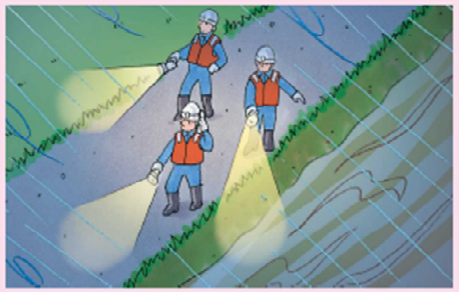

◆夜間の活動時は、周辺の状況が把握しにくいので注意が必要です。懐中電灯等が必要となります。

◆夜間に水防工法を実施する場合、投光機等により作業場を十分明るくすることが安全面から特に重要です。

◆夜間の水防活動を想定した訓練も有効です。

水際部や氾濫域での安全対策

◆水防活動時に作業員が川などへ転落することはあってはならないことですが、万一転落した場合を想定しておくことも必要です。

◆巡視や水防作業時、避難誘導時など、水際部や氾濫域での水防活動時には、ライフジャケットを着用するとともに通信機器を携行するよう心掛けて下さい。

活動環境について

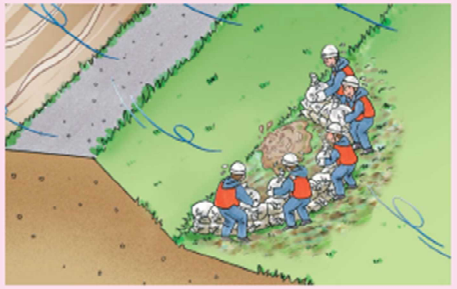

◆漏水等の対応をする際、漏水や降雨により堤防や堤防周辺がうみ（水を含みぬかるみ状態になること）、足場が非常に悪くなっている場合があります。

◆河川の水位が高くなっている場合は、堤防が揺れることがあります。

◆漏水の噴出口を土のう等で塞ぐと、周辺の浸透しやすい箇所から漏水し、漏水範囲が拡大することになるので、注意が必要です。

団員の安全装備の保有状況

【水防力の維持・向上に係る取組】

○　安全装備の保有状況は、近年、ライフジャケット、無線通信機器とも、着実に増加をしている。

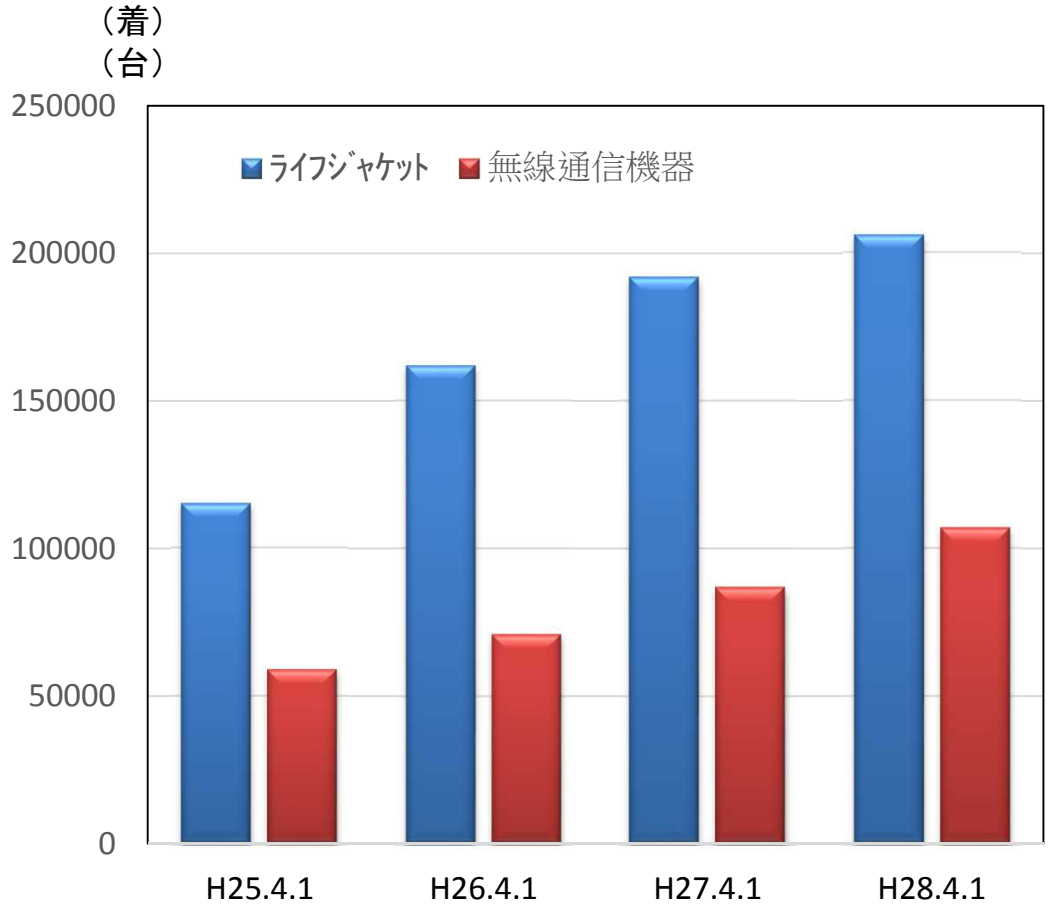

	H25	H26	H27	H28
ライフジャケット	11万5千着	16万2千着	19万2千着	20万6千着
無線通信機器	5万9千台	7万1千台	8万7千台	10万7千台

防災・安全交付金による安全装備整備の支援　【水防力の維持・向上に係る取組】

○ ライフジャケット、無線通信機器等の安全装備の整備にあたっては、防災・安全交付金の効果促進事業の活用が可能であり、都道府県に対し関係市町村と調整のうえ活用を図るよう周知。

防災・安全交付金

水防管理団体や水防協力団体が実施する取組で、都道府県と市町村が共同で作成する「社会資本総合整備計画」に基づく取組については、防災・安全交付金の「効果促進事業」*の活用により、地方公共団体を通じて支援を受けることができる。

*効果促進事業とは
社会資本総合整備計画に位置づけられた河川事業等の基幹事業と一体となって、その効果を一層高めるために必要な事業。

①効果促進事業で実施が想定される事業（例）
・ハザードマップの作成
・水防資機材の購入
・災害関連標識（避難場所、想定浸水深）、案内版の設置
・防災教育、水防訓練、避難訓練の実施

②補助率
1／2（個別の法令に規定がある場合を除く）
効果促進事業に係る事業費の合計額は、社会資本総合整備計画ごとに交付対象事業の全体事業費の2割が上限。

市町村と民間機関等との災害協定等の締結状況等【水防力の維持・向上に係る取組】

○ 市町村と民間機関等との災害協定等の締結状況は、1,451市町村(H28.4.1現在）で締結されており、毎年着実に増加している。
○ 市町村と民間機関等との災害協定等に基づき応援を実施した回数は、5ケ年平均では約90回実施されている。

災害協定等の締結状況（市町村数）

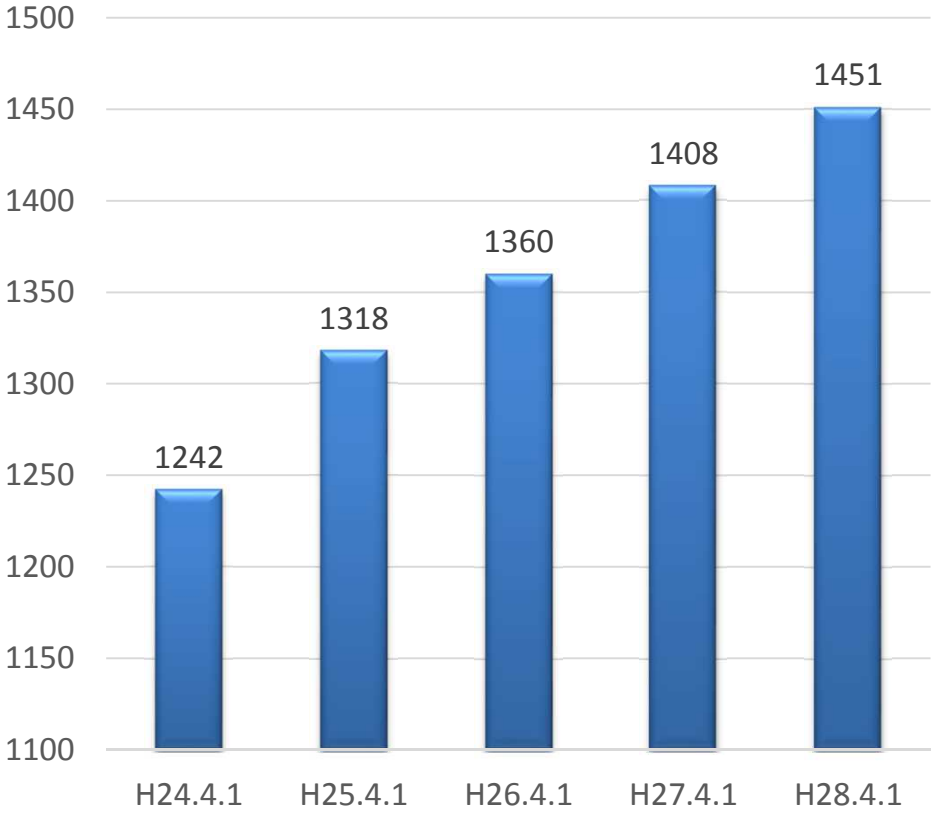

災害協定等に基づく応援回数

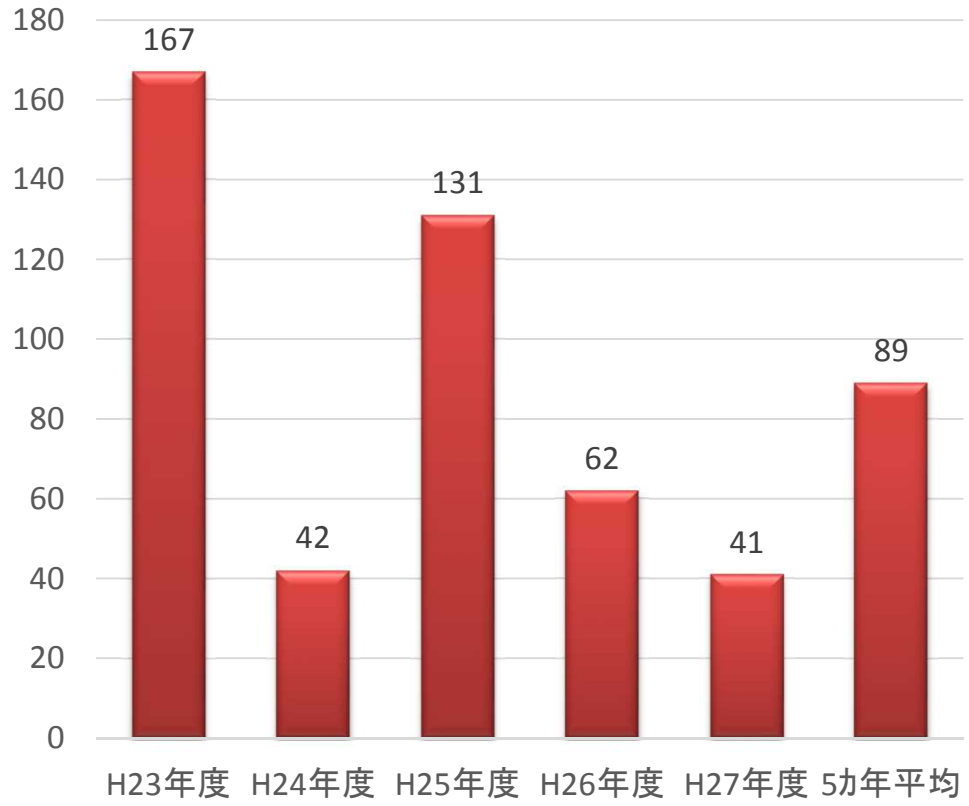

出典：消防庁「地方防災行政の現況」

災害協定等に基づく水防活動の実施事例

【水防力の維持・向上に係る取組】

○ 市町村との災害協定等に基づき、建設業協会等において、土のうの設置等の水防活動が実施されている。（平成27年度実績）

市町村名	建設業協会等名	協定に定められた活動内容	活動年月日	具体的な活動内容
北海道白糠町	白糠町建設業協会	水防作業と連携する水害防御のための応急措置作業	平成27年10月7日	土のう設置
茨城県古河市	古河市建設業協会	災害対策活動への協力	平成27年9月10～12日	土のうの作成、設置
茨城県下妻市	下妻市千代川建設業協会	災害時における道路等の復旧等応急対策活動	平成27年9月10～12,18,19日	大型土のう作成、設置
兵庫県宝塚市	兵庫県建設業協会宝塚支部	水防等活動業務のための作業員派遣、車両の提供、器具、資材等の提供	平成27年7月15日～8月26日	土のうの作成、運搬、設置、撤去、倒木処理、通行止め対応、土砂撤去、護岸応急復旧、土砂災害箇所の復旧作業、暗渠管詰まり修繕
	宝塚市解放建設業協会		平成27年6月20日、8月24～26日	土のうの作成、運搬、設置、撤去
	宝塚市土木協力会		平成27年5月11～13日、9月8～9日	土のうの作成、運搬、配布・設置、回収
兵庫県西宮市	西宮市建設業協会	水防業務における応急対策業務	平成27年7月16日	土のう設置、道路応急対応
香川県高松市	高松市建設業協会	応急対応などの応急措置等	平成27年7月16日、8月25日	土のう作成場所の設置、通行止め、土のう積み
福岡県中間市	中間市災害対策協力会	水防作業と連携する水害防御のための応急措置作業	平成27年8月24～25日、9月8	シート掛け、土のう積み、倒木撤去、土のう積み、土のう撤去

建設業者等民間事業者による水防活動の推進

【水防力の維持・向上に係る取組】

○ 大型の重機を所有し応急復旧に関する知見を有する建設業者等による水防の重要性が増しており、民間事業者の水防活動時の緊急通行権限等について措置（平成29年水防法改正）。
○ 地方整備局等・都道府県・水防管理団体に対し、民間事業者の水防活動報告、水防活動時の横断幕等の掲示、災害協定等の締結、水防訓練への参加等の対応を依頼。

＜民間活力を活用した水防活動（イメージ）＞

【民間事業者は、水防管理者から委託を受けた
水防活動の範囲内に限り以下の権限を行使可能】
（平成29年水防法改正）

緊急通行（法19条）

○ 水防上緊急の必要がある場所に赴くときの私有地等の通行。

公用負担（法28条）

○ 水防のため緊急の必要があるときの他人の土地等の使用。

＜水防活動時の横断幕イメージ＞

＜水防訓練への参加例（建設機械の展示や大型土のう設置等の実演）＞

民間事業者による水防活動の事例（岩手県久慈市）

【水防力の維持・向上に係る取組】

○ 平成28年台風第10号の際、岩手県久慈市では、久慈川支川長内川（おさないがわ）において堤防が低い箇所に洪水に対し必要な高さ（断面）を確保するため、市と委託契約した建設業者により大型土のうを設置。

民間事業者による水防活動の事例（福井県敦賀市）

○ 平成29年台風第21号の際、福井県敦賀市では、笙の川（しょうのかわ）の越水を防止するため、災害協定に基づき、地元建設業者により大型土のう（3箇所68袋）を設置。

二級河川 笙の川 右岸 来迎寺（らいこうじ）橋上流側（20袋）

二級河川 笙の川 右岸 来迎寺橋下流側（28袋）

二級河川 笙の川 左岸 来迎寺橋上流側（20袋）

河川管理者との連携の取組（平成25年水防法等改正）【水防力の維持・向上に係る取組】

○　これまでも河川管理者は、河川に関する情報提供、水防訓練への参加等、水防と連携をしてきていたが、河川管理者の水防への協力について明確化し、水防管理団体の取組をさらに実効性のあるものとするため、水防法及び河川法の改正を行った。

平成25年水防法及び河川法改正

○水防法

（都道府県の水防計画）

第7条　都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

3　都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

○河川法

（水防管理団体が行う水防への協力）

第22条の2　河川管理者は、水防法第7条第3項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）に規定する同意をした水防計画に河川管理者の協力が必要な事項が定められたときは、当該水防計画に基づき水防管理団体が行う水防に協力するものとする。

河川管理者との連携の取組（水防計画への記載） 【水防力の維持・向上に係る取組】

水防計画作成の手引き

12.1　河川管理者の協力及び援助

河川管理者〇〇地方整備局長〔〇〇県知事、〇〇市長〕は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞（例）

（1）水防管理団体に対して、河川に関する情報（〇〇川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供（伝達方法については資料〇のとおり）

（2）水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示

（3）堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知（伝達方法については資料△のとおり）

（4）重要水防箇所の合同点検の実施

（5）水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

（6）水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

（7）水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

河川管理者との連携の取組（水防月間での周知）

【水防力の維持・向上に係る取組】

○　毎年度の水防月間実施要綱において、河川管理と水防の連携強化について記載し、河川管理者との連携強化に努めている。

平成29年度水防月間実施要綱

8. 実施概要

水防管理団体、国及び都道府県は、出水期を前にしたこの月間内に、以下の活動を実施するよう努めるものとする。

Ⅱ　水防体制の強化

（4）　河川管理と水防の連携強化

河川管理者は、水防管理団体に対し、人員の応援や資器材の提供、水防管理団体が実施する水防訓練への参加等、水防活動への協力体制を確保すること。

河川管理者との連携の取組（実際の水防計画の記載）　【水防力の維持・向上に係る取組】

○　水防計画に記載されている河川管理者の協力が必要な事項で多いのは、「河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資材の提供」、「水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加」、「河川に関する情報の提供」等である。

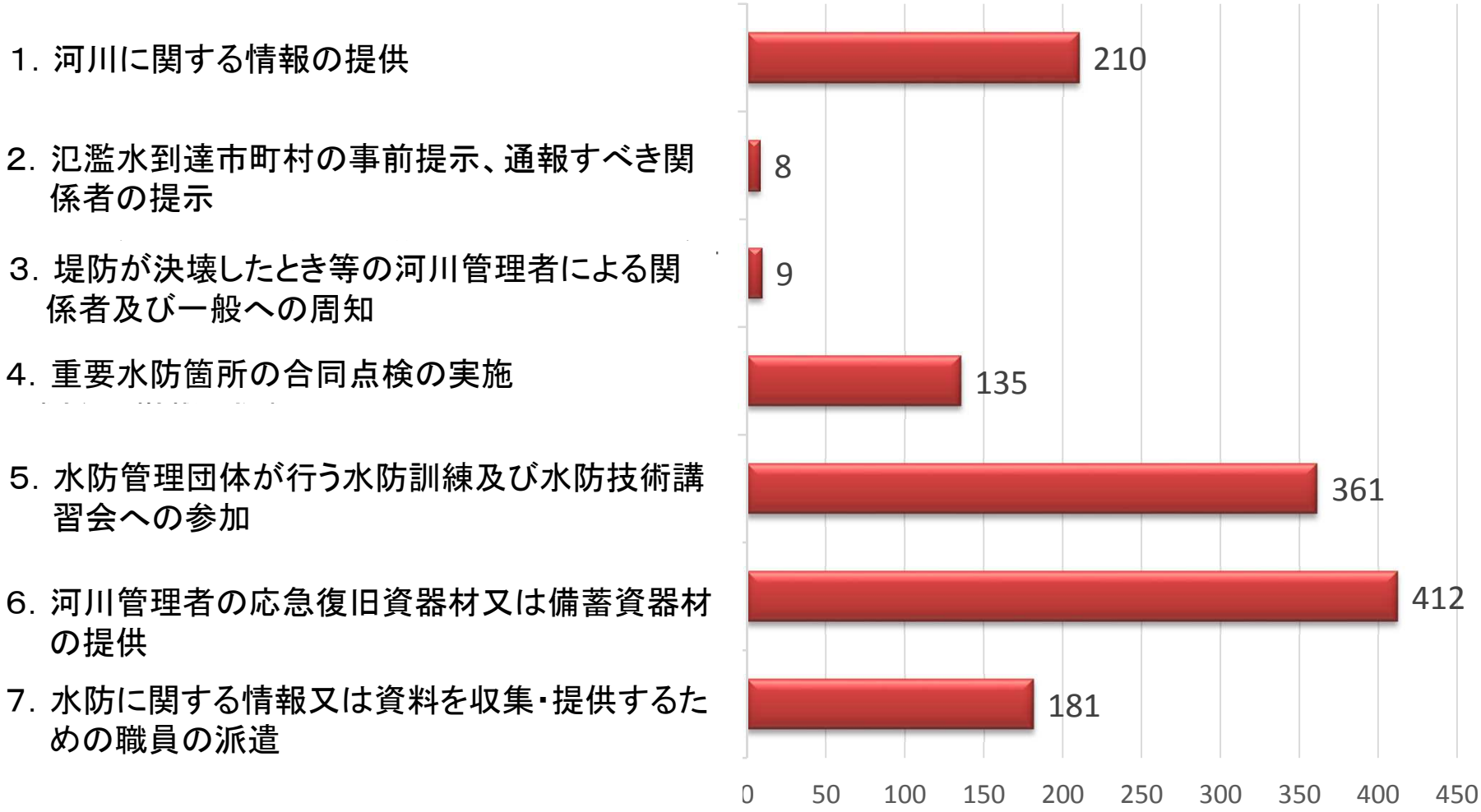

※河川管理者の協力が必要な事項を記載している562水防管理団体の水防計画を分類集計

団員の士気高揚に係る取組

- 水防活動の見える化
- 水防団のPR活動
- 各種表彰制度

水防活動の見える化

【団員の士気高揚に係る取組】

○　国民の水防への理解と協力を得るため、水防活動状況を国に報告するとともに、水防活動をPRすることとしており、その旨を地方整備局及び都道府県等へ周知している。

平成27年度

・平成28年2月19日付け都道府県に対して、「水防計画作成の手引き」を改訂し、水防活動報告を国にも報告するよう通知

平成28年度

・平成28年6月24日付け地方整備局等に対して、都道府県及び水防管理団体との連絡体制構築等について通知

・平成28年8月19日付け都道府県に対して、水防活動報告、水防活動のPR底等について通知

平成29年度

・平成29年6月1日付け地方整備局等に対して、水防活動報告、水防活動のPR、連絡体制構築等の強化について改めて通知

・平成29年10月18日付け地方整備局等に対して、災害時の被害報告の際に水防活動の速報を報告するよう通知

【水防計画作成の手引き（都道府県版）】（抜粋）

14.2　水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を資料14−1、14−2に示す様式により、水防活動実施後○日以内に土木事務所長を経由するなどして水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該水防管理者からの報告について国（○○地方整備局）に報告するものとする。

＜解説＞（抜粋）

○日以内については3日程度とすることが望ましい。

資料14−2 水防活動報告書様式（例）

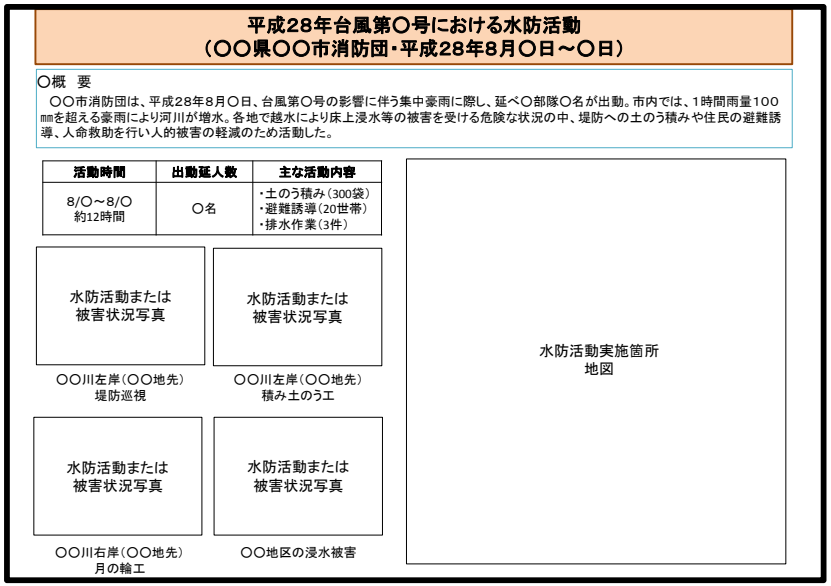

平成28年台風第○号における水防活動
（○○県○○市消防団・平成28年8月○日～○日）

○概　要

○○市消防団は、平成28年8月○日、台風第○号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ○部隊○名が出動。市内では、1時間雨量100㎜を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/○～8/○ 約12時間	○名	・土のう積み（300袋） ・避難誘導（20世帯） ・排水作業（3件）

水防活動または被害状況写真
○○川左岸（○○地先）堤防巡視

水防活動または被害状況写真
○○川左岸（○○地先）積み土のう工

水防活動または被害状況写真
○○川右岸（○○地先）月の輪工

水防活動または被害状況写真
○○地区の浸水被害

水防活動実施箇所地図

水防活動の報告及び体制

【団員の士気高揚に係る取組】

○ 水防活動の報告は、
① 水防活動を実施した際に速報として報告し、災害情報に掲載するもの、
② 水防活動の実施内容や活動写真等を掲載し、水防活動実施後に報告し、活動一覧及び活動報告（代表事例）について掲載するもの
があり、いずれも水防管理団体から都道府県、地方整備局等を通じて、報告される。

水防活動を実施した際に速報として報告

洪水予警報発令状況
■ 整備局体制
■洪水予報の発令状況
■水防警報の発令状況

ホットライン実施状況
■ ホットラインの状況

水防活動実施状況
■ 水防活動の状況

報告様式

整備局・県	水系	河川	水防団等名	実施日時	主な水防活動

本省 河川環境課 ← 地整 水災害 予報センター ← 都道府県 ← 水防 管理団体

水防活動の実施状況を整理し報告

報告様式（例）

平成28年台風第○号における水防活動
（○○県○○市消防団・平成28年8月○日～○日）

○概　要
○○市消防団は、平成28年8月○日、台風第○号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ○部隊○名が出動。市内では、1時間雨量100㎜を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/○～8/○ 約12時間	○名	・土のう積み（300袋） ・避難誘導（20世帯） ・排水作業（3件）

水防活動または被害状況写真
○○川左岸（○○地先）堤防巡視

水防活動または被害状況写真
○○川左岸（○○地先）積み土のう工

水防活動または被害状況写真
○○川右岸（○○地先）月の輪工

水防活動または被害状況写真
○○地区の浸水被害

水防活動実施箇所図

本省 河川環境課 ← 地整 水災害 予報センター ← 都道府県 ← 水防 管理団体

水防活動を実施した際の公表の例（１）

【団員の士気高揚に係る取組】

○ 水防管理団体から上がってきた水防活動報告については、国土交通省の災害情報に反映するとともに、水防活動実施一覧及び水防活動報告代表例をホームページにより公表。

＜災害情報の公表例＞

平成29年台風第21号災害情報掲載（抜粋）

災　害　情　報
平成29年11月6日12:00現在
国　土　交　通　省

台風第２１号による被害状況について（第８報）
※　これは速報であり、数値等は今後変わることもあります。

○水防団による水防活動の実施状況
＜国管理河川＞
・ 6水系の12団体が水防活動を実施　※他水系含めて確認・集計中
（阿武隈川水系、櫛田川水系、木曽川水系、淀川水系、大和川水系、重信川水系）
＜都道府県管理河川＞
・ 47団体が水防活動を実施　※確認・集計中

平成29年台風第22号災害情報掲載（抜粋）

災　害　情　報
平成29年11月6日12:00現在
国　土　交　通　省

台風第２２号による被害状況について（第３報）
※　これは速報であり、数値等は今後変わることもあります。

○水防活動の実施状況
＜国管理河川＞
・ 1水系の1団体が水防活動を実施
（肝属川水系）

水防活動を実施した際の公表の例（2）

【団員の士気高揚に係る取組】

＜水防活動実施一覧の公表例＞

平成29年台風第21号による被害状況について

平成30年1月17日現在の確認状況

○水防団による水防活動の実施状況

＜国管理河川＞

・ 8水系の21団体が水防活動を実施

（阿武隈川水系、櫛田川水系、木曽川水系、宮川水系、淀川水系、大和川水系、由良川水系、重信川水系）

＜都道府県管理河川＞

・ 69団体が水防活動を実施

国管理河川

整備局	水系	河川	水防団等名	実施日	主な活動内容
東北	阿武隈川	阿武隈川	丸森町消防団（宮城県）	10月23日	巡視
東北	阿武隈川	阿武隈川	亘理町消防団（宮城県）	10月22日、23日	月の輪工（3箇所）
中部	櫛田川	佐奈川	多気町消防団（三重県）	10月22日	土のう積み、巡視、避難誘導
中部	木曽川	牧田川	養老町水防団（岐阜県）	10月23日	月の輪工、排水、避難誘導
中部	宮川	勢田川	伊勢市（三重県）	10月22日	土のう積み
近畿	淀川	宇陀川	名張市消防（三重県）	10月22日	土のう積み
近畿	淀川	木津川	久御山町消防団（京都府）	10月23日	釜段工
近畿	大和川	大和川	柏原市消防団（大阪府）	10月22日	土のう積み
近畿	大和川	大和川	八尾市消防団（大阪府）	10月22日	巡視

水防活動を実施した際の公表の例（3）

【団員の士気高揚に係る取組】

＜水防活動報告代表例の公表例＞

平成29年10月台風21号における宮城県亘理町の水防活動報告

○概要

亘理町（わたりちょう）逢隈（おおくま）分団は、台風21号の影響に伴う出水に際し、27人が出動。

亘理町では、降り始めからの雨量が314mm（気象台：亘理）を観測する大雨により河川が増水。

町内では大雨に伴う道路冠水等の被害を受ける危険な状況の中、地域の巡視や堤防漏水箇所の月の輪工法を行い人的被害の軽減や地域の安全・安心のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
10／22～10／23 約25時間	27人	・月の輪工（3箇所） ・警戒巡視（市内全域） ・警戒広報（市内全域）

水防活動（月の輪工法）

阿武隈川右岸6k地点　今泉地区の漏水箇所で水防工法を実施。水防団員の他、地域の自主防災組織の2名も協力し、月の輪工3箇所実施した。

【月の輪工法　3箇所設置】

【水防活動状況】

【地域の声】

・今泉地区自治会長
渡邉光一さん

地区長として、水防団と地区の連携をとれるように日頃から心がけている。

阿武隈川の出水は時間も長く、水防活動は夜間作業も多いので、水防団が活動しやすくなるような配慮（飲食物の提供など）も行っている。水防団の人たちを地域の方は頼りにしている。

水防活動を実施した際の公表の例（４）

【団員の士気高揚に係る取組】

＜水防活動報告代表例の公表例＞

平成29年台風第5号における石川県小松市の水防活動報告

○概　要

小松市消防団は、平成２９年８月８日、台風第５号の影響に伴う集中豪雨に際し、小松市消防団員４２人が出動。

市内では、１時間雨量３７㎜を観測する豪雨により急速に水位上昇（１時間に約1.9m）し、河川が増水した。避難勧告が発令され氾濫危険水位を超える危険な状況の中、堤防への土のう積みを行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動人数	主な活動内容
８／８ 約３時間	４２人	土のう積み （1,350袋）

小松市消防団長
北出　隆一

小松市消防団では一級河川の梯川において、毎年防災訓練及び水防区域パトロールを行っています。

今回の台風5号では梯川増水の初期段階で全18個分団を車庫待機させ、警戒活動、土嚢作成及び設置を行うことで被害を出さずに小松市民の安全安心を確保できたのではないかと思います。

水防活動の写真事例（1／4）

【団員の士気高揚に係る取組】

○ 水防活動をPRするためには、臨場感のある写真や映像の収集が重要。
○ 水害時に、水防活動の状況と合わせて、水防活動（水防工法の実施等）の写真について、提供の依頼をしている。

（事例1）

・土のうを積んでいる様子がわかる。
・河川の状況もわかる。

（事例2）

・水防活動を実施している様子はわかるが、もう少し引いた位置から全体が写っていると具体的な実施内容がわかりやすい。
・河川の状況もわかるとより良い。

水防活動の写真事例（2／4）

【団員の士気高揚に係る取組】

（事例3）

・水防工法を実施している様子がわかる。

（事例4）

・水防工法を実施している様子がわかる。

水防活動の写真事例（3／4）

【団員の士気高揚に係る取組】

（事例5）

・土のうを積んだ後のため、活動中であると良い。

（事例6）

・水防工法（月の輪工）を実施した様子がわかる。
・工法実施中であるとより良い。
・天端等が写っていると、どのあたりで水防工法が実施されていたのかわかりやすい。

水防活動の写真事例（４／４）（民間事業者による水防活動）

【団員の士気高揚に係る取組】

（事例７）

・重機を用いて水防活動を実施している様子がわかる。
・漏水している様子がわかり臨場感がある。

（事例８）

・大型土のうが設置されており、重機を用いて設置されたものとわかる。
・設置中の写真であるとより良い。

水防活動のマスコミへの情報提供

【団員の士気高揚に係る取組】

○ 地元マスコミ（地元紙や地元テレビ局）等による水防活動の報道が、団員の士気の高揚に繋がるとともに、地域住民の意識を高め、水防活動への参加を促すためにも有効な手段。

○ このため、地方整備局等に対して、「水防団の活動に関するマスコミへの情報提供について」通知を発出し、平常時及び出水時におけるマスコミへの情報提供を依頼。

○ 地方整備局等におけるマスコミへのこれまでの取組と今後の取組については、以下のとおり。

これまでの主な取組

・ 総合水防演習の記者発表やパンフレットの配布、演習会場での水防工法等の実演をPR。
・ 重要水防箇所の合同点検や出水等による被害箇所の水防団との合同点検の際に、水防団の役割や水防活動の重要性を紹介。

今後の主な取組予定

・ 本局や事務所で行うマスコミ関係者との意見交換会等において、水防団や水防活動についての情報提供を一層積極的に実施。
・ 水防活動の実施状況や広報資料を作成し、事務所ホームページに掲載。
・ 水防活動の状況をいち早く把握出来るよう、水防活動が必要となる危険箇所等の情報提供。

水防団のPR活動（近畿地方整備局管内水防事務組合）

【団員の士気高揚に係る取組】

○ 近畿地方整備局管内の水防事務組合が、水防団員が身近に感じてもらえるよう団員の日常と水防活動を掲載したPR資料を作成。
○ 近畿地方整備局では、PR資料を活用したパネル展を開催。本省でも、ホームページに掲載。

淀川右岸水防事務組合　～団員の日常と水防活動～

普段は古くから地元淀川区にて酒屋さんを経営されていますが、実は、災害時には分団長として仲間をひっぱってくれます。
災害時には災害から守ってくれる、頼もしい人です。
もちろん、災害が無い時にも、私たちの生活を支えてくれています。

淀川第5水防区
分団長
橋本秀治さん

永年水防団員として、水災害から地域住民の生活を守ってまいりましたが、入団当時に比べると堤防改修工事が進んだ現在では、水害による被害はほぼ皆無に等しいといった印象があります。
近隣住民の記憶から、水害の記憶が薄れていくのも仕方がないと感じる一方で、災害は忘れた頃に来ると言います。日頃の水防訓練を通じて、常に水災害に対応できるように心がけています。自分達の街は自分達の力でできる限り守って行きたいと考えています。

日ごろから、災害時の状況を考慮して迅速に水防活動が出来るよう、取り組んでいます。
実際の災害時に行われることを地域住民の方にも見て頂くことで、水防事務組合を身近な存在として感じて頂きたいと思います。

西淀川第6水防区
分団長
藤原正信さん

最近は、「水防団？」と言う方々が多く、河川の改修整備が整っている結果であると感じます。水災害の減少は、水防団の一員としてまた、地域住民としてありがたい限りです。
しかし、如何に防潮堤等の改修整備が整っても、近年は想定を越えた水災害や地震に伴う津波が見受けられます。改めて、水防団の意義は地域住民の生命・財産を守る事だと痛感し、今後も人々の日常生活を支えられるよう、日々の訓練を通じて受け継いだ水防技術を若い世代へ受け継ぎ、次世代へ繋げて欲しいと思います。

水防団のPR活動（近畿地方整備局管内水防事務組合）

【団員の士気高揚に係る取組】

淀川右岸水防事務組合

淀川右岸水防事務組合は、大正15年6月に当時大阪市及び三島郡に分散しておりました水害予防組合をあわせて、淀川右岸水害予防組合として設立され、昭和35年2月に現在の淀川右岸水防事務組合になりました。水防区域は、島本町・高槻市・茨木市・摂津市・吹田市・豊中市及び大阪市にまたがり、面積64平方キロメートル、河川堤防、防潮筋合わせて104キロメートルを、2900余名の団員が180万区域住民のため、水防にあたっています。

沿革　大正15年 6月　淀川右岸水害予防組合設立
昭和24年 6月　水防法公布
昭和35年 2月　淀川右岸水防事務組合に改組

区域　島本町（一部）、高槻市（一部）、茨木市（一部）、摂津市（一部）、吹田市（一部）、豊中市（一部）、大阪市（東淀川区・淀川区・西淀川区）　計6市1町

管理者　大阪市長

分団　分団数　45分団
所属人数　2901人（定数）
過去5年間の出動回数　19回
平成26年8月9・10日の台風11号に伴う、水無瀬川・檜尾川・芥川・安威川の警戒監視。大阪市西淀川区内（防潮区）にて淀川大橋・神崎川右左岸・左門橋の鉄扉を10日、午前3時～9時の6時間に亘り閉鎖を行う。

淀川右岸水防事務組合は発足以来90年の歴史を持ち、永きにわたり淀川や淀川支川・西淀川区一帯に広がる低地帯地域の地域住民の生命と財産を守ってまいりました。今後も、たゆまぬ訓練を通じて水防活動の練度を維持し、水災害防御に努めてまいります。

防御区域図

防潮区域図

水防団のPR活動（近畿地方整備局管内水防事務組合）

【団員の士気高揚に係る取組】

＜パネル展の開催＞
近畿地方整備局のエレベーターホール前で
水防団の紹介や水防活動のパネルを展示。

大和川右岸水防事務組合 ～団員の日常と水防活動～

普段は喫茶店を経営していますが、実は、災害時には水防団員として地域を守る活動に参加しています。
災害時には災害から守ってくれる、頼もしい人です。
もちろん、災害が無い時にも、私たちの生活を支えてくれています。

住吉川分団班員　垂水奈那さん

平成28年12月に水防団に入団し、今年4月に開催された初任者訓練に参加しました。初めて土のう作りや積み土のう工を体験しましたが、女性でも十分水防活動が出来ることを実感しました。
水防活動は、災害時に地域の方々の「命と財産を守る」という大切な仕事であることを再認識しました。私でも役に立つ水防団員になっていきたいと思います。

日ごろから、災害時の状況を考慮して迅速に水防活動が出来るよう、取り組んでいます。
実際の災害時に行われることを地域住民の方にも見て頂くことで、水防事務組合を身近な存在として感じて頂きたいと思います。

南津守分団長　赤松元昭さん

水防団に入団して約50年が経ちます。現在、分団長として災害時には区域内の堤防の防御や鉄扉の開閉操作等を行っております。
今までいろいろな災害を経験しましたが、近い将来必ず来ると言われている東南海地震に対しても、万全の水防態勢で臨むために、日々訓練に努めています。
今後とも地域と共に歩み、自分達の町は自分達で守れるよういきたいと思います。どうか皆様も水防団に入団頂き、水防活動の担い手として参加いただけるよう、ご協力をお願いいたします。

水防団のPR活動（政府インターネットテレビ）

【団員の士気高揚に係る取組】

○ 水防団のPR活動について、水防月間に合わせて、内閣府政府広報室で行っている政府広報（政府インターネットテレビ、BSテレビ（日本テレビ）、ラジオ、新聞等）に毎年申請している。

○ 平成29年度は、インターネットテレビ「“サムライ”藤岡弘、がゆく」において、『水防』をテーマにした番組を制作し、平成29年6月29日から放映されている。

○ 同番組の内容は、利根川総合水防演習での水防団の訓練や水防団員募集等、水防に関するPRを実施。

【番組URL】http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg15597.html

（参考）

○ 他に平成29年度の水防月間中には、

・霞が関からお知らせします 2017（BSテレビ（日本テレビ））
～大切なのは「どんな・いつ・どこへ」～　水害や土砂災害から身を守るために
http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg15328.html

・徳光・木佐の知りたいニッポン（インターネットテレビ）
～増える集中豪雨　命を守る3つの行動～
http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg15522.html

の政府広報番組を実施。

水防関係表彰制度

【団員の士気高揚に係る取組】

○ 水防法第46条に『水防功労者国土交通大臣表彰』が規定されている。
○ この表彰は、国土交通大臣が、水防管理者の所轄の下に水防に従事し、当該水防に著しい功績のあった個人又は団体を表彰する制度である。
○ 『水防功労者国土交通大臣表彰』を受賞した個人は『叙勲』、団体は『防災功労者内閣総理大臣表彰』の推薦の対象となる。
○ また、国土交通大臣表彰の要件に至らない場合、地方整備局等における局長表彰や事務所長表彰により表彰できる場合がある。一方で、地方整備局等における表彰の実績は、地方整備局等間で差があり、積極的に実施するよう通知している。
○ 他に、都道府県や市町村、関係団体等において表彰が実施されている。

◆ 水防関係表彰一覧

1　水防功労者国土交通大臣表彰及び報償
2　叙勲（個人）
3　防災功労者内閣総理大臣表彰（団体）
4　地方整備局長等水防功労者表彰（国土交通大臣表彰の要件に満たなかったもの等）
5　全国水防管理団体連合会会長表彰
6　都道府県及び市町村による表彰
7　公益社団法人日本河川協会表彰
8　公益社団法人全国防災協会表彰（災害復旧及び災害防止事業功労者表彰）

水防関係表彰制度（平成29年度水防功労者国土交通大臣表彰）　【団員の士気高揚に係る取組】

○ 2月8日（木）、合同庁舎第3号館4階特別会議室にて、水防功労者国土交通大臣表彰式が行われ、下記の個人13名、6団体が表彰された。

受賞者

○ 多年にわたり水防活動に従事した者（12名）
- 櫻井　廣行　木曽川右岸地帯水防事務組合厚見水防団長　他

○ 水防技術の向上と伝承に功労のあった者（1名）
- 土田　和男　（北陸地方防災エキスパート）

○ 洪水に際し被害の軽減に功労のあった団体（6団体）

① 平成29年7月九州北部豪雨
- 朝倉市消防団（福岡県）
- 日田市消防団（大分県）

② 平成29年台風第18号
- 津久見市消防団（大分県）

③ 平成29年台風第21号
- 名張市消防団（三重県）
- 福知山市消防団（京都府）
- 綾部市消防団（京都府）

表彰式記念撮影

表彰状授与

表彰式後、受賞者と事務次官

表彰式後、受賞者と局長

水防関係表彰制度（平成29年防災功労者内閣総理大臣表彰）

【団員の士気高揚に係る取組】

○ 9月8日（金）、総理大臣官邸にて、標記表彰式が行われた。
○「防災の日」及び「防災週間」について（昭和57年5月11日閣議了解）に基づき、災害現場での顕著な防災活動や防災思想の普及・防災体制の整備に著しい功績があった個人及び団体を表彰するもの
○ 国土交通省関係では、<u>1個人及び5団体</u>が表彰された。

受　賞　者

＜個人＞

（１）土砂災害防止活動関係・・・１個人

○防災体制の整備
- 下川　悦郎＜鹿児島県＞
  鹿児島大学地域防災教育研究センター特任教授

＜団体＞

（２）水防活動関係・・・４団体

○平成２７年９月関東・東北豪雨における消防団の災害出動
- 日光市今市消防団＜栃木県＞
- 日光市藤原消防団＜栃木県＞

○平成２８年台風第１１号及び第９号における消防団の災害出動
- 北見地区消防組合常呂消防団　＜北海道＞

○平成２８年台風第１０号における消防団の災害出動
- 久慈市消防団　＜岩手県＞

（３）緊急災害対策活動関係・・・１団体

○平成２７年９月関東・東北豪雨における災害対策活動
- 緊急災害対策派遣隊＜国土交通省＞

表　彰　式

安倍総理との記念撮影

牧野副大臣と受賞者

受賞者代表の下川教授による謝辞

水防関係表彰制度（参考）

【団員の士気高揚に係る取組】

○ 主な表彰の実績

1　水防功労者国土交通大臣表彰等（水防功労者国土交通大臣表彰）

	S26～H11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
団　体	575	12	6	5	0	12	3	2	0	2	2	4	4	14	2	10	5	18
個　人	567	9	9	10	9	10	8	7	11	9	11	12	14	16	21	19	16	14
死 亡 者	177	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	198	1	0	0	0	0
重度障害者	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負傷疾病者	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2　叙勲

	S45～H11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
叙勲者数	130	5	4	4	4	5	5	4	6	6	5	7	4	9	8	7	9	10

3　防災功労者内閣総理大臣表彰

	S57～H11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
受賞者数	68	1	8	6	5	0	7	1	2	0	2	2	0	8	14	2	5	3

4　地方整備局長等水防功労者表彰（局長表彰・感謝状及び事務所長等表彰・感謝状）

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州
H24～H28	3	0	141	5	30	5	5	0	13

水防功労者表彰　ホームページ掲載事例

【団員の士気高揚に係る取組】

国土交通省HPトピックス掲載

•ホーム
•>【平成29年2月7日】 平成28年度水防功労者国土交通大臣表彰式

【平成29年2月7日】 平成28年度水防功労者国土交通大臣表彰式

2月7日、水防功労者国土交通大臣表彰式が行われました。
　今年度は、平成27年及び28年の洪水に際し被害の軽減及び防止に功績のあった17団体、水防思想の普及に功労のあった1団体、
多年にわたり水防活動に従事し功績顕著な方14名が受賞し、石井国土交通大臣から受賞者に表彰状が授与されました。
　石井大臣は、「いざという時には昼夜を分かたず水防活動に従事し、あるいは永年にわたり水防意識の高揚や団員の指導・育成に当たられた皆様方に深く感謝申し上げる。
今後とも水防体制の充実にご尽力頂きたい」と述べました。

・報道発表資料（1/31）
http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000037.html

岐阜県岐阜市立三輪中学校HP 掲載

トップページ > 平成29年2月7日　祝！国土交通大臣表彰　三輪中水防団
平成29年2月7日　祝！国土交通大臣表彰　三輪中水防団

2017年2月24日(金曜日)

三輪中水防団が、「平成28年度水防功労者」として国土交通大臣表彰を受けました。
生徒有志で構成される三輪中水防団は、平成19年から岐阜市水防連合演習に参加を始め、今年度で10年目を迎えました。
今年度の岐阜市水防連合演習(平成28年5月22日)についてのログはこちら。
このような実績が評価され、国土交通大臣表彰を受けることができました。
中学校でこの表彰を受けるのは全国で初めてとのことで、大変名誉なことです。
全校の前で、この表彰について報告するとともに、今年度三輪中水防団団長の[redacted]君に表彰状を渡しました。
「先輩から引き継いできた伝統の活動で大臣表彰を受ける時に生徒でいられることをありがたく思います。後輩には今後さらに発展させていってほしいです。」
と[redacted]団長は力強く語ります。
本件について新聞等の取材があったり、地域の方からお祝いのメッセージをいただいたりして、色々な方に知っていただいていること、本当にありがたいと思いますし、三輪地区水防団を始め、様々な方々のサポートのおかげでいただけた大臣表彰であると、この場をお借りして感謝申し上げます。

水防活動の活性化に係る取組の課題

水防活動の活性化に係る取組の課題

課題として考えられること①

○　団員確保・団員支援に係る取組

- ✓ 団員募集をより積極的にPRする必要があるのではないか。その際、女性や若者の確保についても取組を進める必要があるのではないか。
- ✓ 消防団における団員確保・団員支援に係る制度（消防団協力事業所表示制度など）を参考として、水防団員を対象とした取組についても検討する必要があるのではないか。
- ✓ 水防協力団体の指定は２６団体にとどまっており、指定を促進するための取組について検討する必要があるのではないか。

○　水防力の維持・向上に係る取組

- ✓ 水防資機材の活用について工夫の余地があるのではないか。
- ✓ 退避判断基準を含め、団員の安全確保のための取組を充実させる必要があるのではないか。
- ✓ 地域の建設業者と連携した水防活動や河川管理者とのさらなる連携について検討すべきではないか。

水防活動の活性化に係る取組の課題

課題として考えられること②

○　団員の士気高揚に係る取組

- ✓ 水防団が地域を守るために重要であることを地域住民を含め、より広く認識していただくことが必要ではないか。
- ✓ 水防活動のPRにあたり、水防活動中の写真のとり方も含めPRの仕方に工夫の余地があるのではないか。
- ✓ 表彰制度の活用について、地方整備局等における感謝状の授与など、改善の余地があるのではないか。

○　共通の取組

- ✓ 先進事例や工夫した事例など参考となる取組について、情報共有を継続的に行い、他地域での展開を進めていく必要があるのではないか。